

令和2年筑北村議会9月定例会会議録 第2号

令和2年 9月10日

第 2 号 (9月10日)

○開 議	3
○議事日程の報告	3
○一般質問	3
西 澤 良 美 議員	3
横 山 敬 議員	9
関 川 修 次 議員	1 3
佐 藤 文 男 議員	2 5
勝 田 昇 議員	3 5
前 山 健 治 議員	4 8
小 山 正 博 議員	5 5
中 村 弘 議員	6 4
吉 池 昌 昭 議員	6 9
鎌 田 欣 子 議員	7 5
太 田 守 彦 議員	8 0
○散 会	9 0

令和2年9月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第2号）

令和2年9月10日（木）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	太田守彦君	2番	西澤良美君
3番	横山敬君	4番	関川修次君
5番	佐藤文男君	6番	勝田昇君
7番	前山健治君	8番	小山正博君
9番	中村弘君	10番	吉池昌昭君
11番	鎌田欣子君	12番	待井安登君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	関川芳男君	副 村 長	欠 員
教 育 長	宮下敏彦君	総 務 課 長	花岡孝芳君
会 計 管 理 者	高野弥寿生君	企画財政課長	久保村公雄君
住 祉 課 民 長	滝澤昭文君	産 業 課 長	山田充彦君
建 設 課 長	宮島治彦君	観 光 課 長	中澤明彦君
教 育 次 長	窪田信幸君		

事務局職員出席者

事務局 長 山 田 隆 宣 君

◎開議の宣告

○議長（待井安登議員） 開会前に出席者及び傍聴の皆様に申し上げます。繰り返しになりますが、新型コロナウイルス対策として議場入り口にアルコール消毒液を用意してあります。議場へ入場される方につきましては、消毒液にて手指の消毒等を行っていただくようお願いをいたします。また激しいせき等の症状が見られる場合につきましては、退席をお願いする場合もございますが、ご了承をお願いいたします。

定刻になりました。

ただいまから令和２年筑北村議会９月定例会第２日の会議を開きます。

本日は一般質問です。本定例会の申し合わせ事項により、質問回数の制限は行いませんが、新型コロナウイルス感染症対策として、１人６０分の持ち時間を１５分短縮して４５分で行います。議員各位にはスムーズな進行にご協力をお願いいたします。

なお本日の質問者は１１名となります。

開会 午前 ９時００分

◎一般質問

○議長（待井安登議員） 日程第１、一般質問を行います。

お手元にお配りした要旨に沿って進めてまいります。順番に発言を許可します。

◇ 西 澤 良 美 議員

○議長（待井安登議員） 順番１、１、子育て支援活動の推進について、２、篠ノ井線の利用

促進について、3、筑北地域は一つ、合併の推進について。2番、西澤良美議員。

2番、西澤議員。

○2番（西澤良美議員） 2番、西澤です。それでは、私の一般質問を行います。

今、議長から言われたように、子育て支援活動、筑北地域は一つ、合併の推進、篠ノ井線の利用促進について、以上3点について一般質問を行います。

詳細については質問席でやらさせていただきます。

まず最初に、子育ての支援活動について、村長に伺います。

ただいまというか、現在、坂井保育園と筑北保育園、両方合わせて未満児も含めて70名の園児がいるわけです。その中でおよそ、おやつ代と申しますか、200円をいただいていると、月大体20日程度の稼働ではないか。それでそうしてみると4,000円ですか、1月。そういう中で支援活動をやっているわけですが、村長、その辺で私はこれは無料化してもいいではないかと、そんなふうに考えるんですが、いかがですか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 西澤議員にお答えをいたします。

小・中学校については保護者より給食費を徴収しております。令和元年度の給食日数及び給食会計支出の実績では筑北小学校200日、坂井小学校198日、ともに1食当たり290円となっております。聖南中学校につきましては、給食日数198日で1食当たり320円となっております。3校の給食会計の年間支出額は合計で約168万円となっております。

令和2年度の給食費につきましては、平成26年の給食費の改定から値上げをしておりますでしたが、物価の上昇等を考慮し、小学校で1食300円、中学校で1食330円、それぞれ10円の値上げをさせていただきました。

保育園につきましては、年少以上の園児について主食は持参していただき、副食、おやつについて日額200円の保護者に負担をしていただいております。未満児につきましては保育料の中に給食費が含まれております。また年収360万円未満相当世帯の第3子以降の園児につきましては、給食費は免除となっております。

私は2期目のときの公約に、保・小・中学校の給食費の無料実現のために共同調理室をつくるよう事業化に向けて検討してまいりましたが、国の補助金を使うことで村の財政が悪くならないようにと予算を組むわけでございますが、筑北小学校での給食棟の建設につきましては、国の縛りがあり、保育園に入れて建設は許可が出ず、今のような給食棟が完成し、現在に至っております。

しかし今後を見据えて、聖南中学校の分もできるような施設になっていますので、今後給食費を無料にするためには財源を見つけなければなりません。したがってその財源は現在の給食棟の職員の定年を迎え、新たな職員を採用せず、その時点で筑北小学校の調理室を使い、給食費の無料を考えているところです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2 番、西澤議員。

○2 番（西澤良美議員） ただいま細かい説明、ありがとうございました。ただ、村長今、みずから言ったように、子育て支援の中で保育園、小学校、中学校、これを給食費を恒久的にただにしたいと、こういう発言でございますので、ぜひこれを早めに実現されるようお願いしたいと思います。

それで大きいお金のかかるスマートインターではないですけども、フル規格のインターチェンジができる、あるいは2億円近いお金で給食棟をつくる、こういう億というお金がかかる部分では、この7項目の中で満たされているわけですけども、この小さい今、村長も発言しているように何百万程度で済む、このことについてぜひ来年度の予算の中でこれは計上していただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） そういう大きな事業に比べると微々たるものでございますが、そういうことの中で先ほど私が申し上げたように、今、既に給食棟はそういうことでいろいろの経費の節減のためにできるような施設にはなっております。そういう中で今後ともそういうことを踏まえて検討していきたいと、こんなように思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2 番、西澤議員。

○2 番（西澤良美議員） 今、村長からそういう答弁をいただいたわけですけども、特に保育園については、未満児については細かいのをより細かくしないとだめだと。そうでないと園児に与えられないと、こんなお話もいただいていますので、ぜひその辺も加味しながら、来年度の計上の予算の中にこのことは入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 検討をさせていただきます。

○議長（待井安登議員） 2 番、西澤議員。

○2 番（西澤良美議員） やるという発言はできないだろうけれど、検討するというお話です

ので、この問題はこれで閉じたいと思います。

2番目の篠ノ井線利用促進、このことについてですけれども、現在というか、ことしのリ
ントエの調書を見ますと、大体186万円ですか、いただいて村民の皆さんからいただいて、そ
れで9万9,000円だったか、その減額されているわけですが、この辺はどういうふう
に考えますか、村長は。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 西澤議員にお答えいたします。

9万幾ら今、という数字を出したんですが、うちのほうの資料では販売手数料は13万7,947
円減っております。そして人数も2,842人減っておる。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2番、西澤議員。

○2番（西澤良美議員） 今、村長の答えをいただきましたけれども、この減っている理由と
いうのはやっぱり篠ノ井線を利用してもさほどの価値がない。例えば松本なら松本に着いて
から、それからの足がないとか、そういう事情もかなりあると思いますけれど、やはり若者
がここに定住できるような、そういうためにもぜひこの駐車場の料金をただにする、186万円
ですか、そのぐらい、年間そんな収入ですので、これもただにさせていただくような方向はど
うですかね。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） これは合併以来、坂井……がずっと無料でありました。そのかわり本城、
坂北についてはそれぞれ個人の方から毎月使用料をいただいておりますということの中で、やは
り合併をして今15年目に入るわけでございますが、無料化ということも結構だと思いますけ
れど、やっぱり公平さが欠けているということで、これはずっと以前の議会の中から検討は
してきて、つい、ちょうど1年になるところでございます。そういうことでまたこれを無料
化ということでなくて、やはりそういうことはきちんといただくものはいただいて、やっ
ていくのが普通だと私は考えておりますので、このままいきたいと思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2番、西澤議員。

○2番（西澤良美議員） 村長のそういう答弁ですが、私はやっぱり若者をここに定住
させる、していただく、そういう観点から駐車場をただにしたかどうかという、こういう気
持ちで発言しているわけですが、その辺村長、どうです。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） そういうことで若者をということは非常に結構なことだと思いますけれど、若者の人でもきちんと働いて、やっぱり払うものは払って、きちんとそのほかに何か村の活性化に向けていろいろ村の計画した、また若者が計画したものについてやっていって、お互いによい村をつくるのが一番いいと思っておりますので、そういう中で駐車場の無料化も結構だと思いますけれど、そういうことですべて大きな目で見て考えていくのがいいかと思ひます。

○議長（待井安登議員） 2番、西澤議員。

○2番（西澤良美議員） 村長のそういう答弁ですが、私はやっぱり、この前、去年ですか、アサヒから指摘があって、それで冠着駅も取ったらどうですかという話の中で、31年から取るようになったわけですが、冠着駅の駐車場は非常に不便なんです。半分で仕切られて、それでコーンを何だ、総務課か何かで立てたみたいですが、コーンを立てて非常に使いづらい駐車場になっているわけです。だから駐車場料を取るんでなくて、やっぱり私は無料化のほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 無料化でなくして、やはり公平性を欠いておりますので、平等な駐車場にしていきたいと思ひます。

○議長（待井安登議員） 2番、西澤議員。

○2番（西澤良美議員） 村長、どうしても譲らないようですので、何回やっても同じ答弁が返ってきますので、これでやめますけれども、やはり私は通勤者のためにも、若者がここに残っていただくためにも、ぜひ無料化ということで、また機会がありましたらこの辺は追求していきたいと思ひます。

まだほかに、冠着駅の駐車場は山側にもありますけれども、もともと発言しましたけれども、前にも発言しましたけれども、山の木が駐車場の屋根に当たる、枯れ木があるとその屋根の上へ落ちてくるような、そんな状態のところに駐車スペースをつくってあるわけですが、このこともやっぱり改善していかなければならないかと、こんなふうを考えています。

次、3番ですが、筑北地域は一つ、合併の推進、こういうふうに村長はうたって、今までも何回もやっているわけですが、麻績村との話し合いは1回くらいはやってあるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 麻績村との協議はしてございません。私は任期が残り1年少しとなりました。麻績村との合併につきましては、当村の学校統合に向けての間、先に麻績村の学校と筑北村の学校の統合に向けて協議をしたらという当村から出しました統合問題は、お断りをされまして、当村は現在の形になりました。したがって私は学校の統合ができないのに、村の合併はあり得ないと考えております。

また突然の合併離脱の理由を見ましても、3村の財源の違いを理由に挙げております麻績村につきましては、当時は麻績村は公債率は8.6%、筑北村は21.8%でございました。そういう中で麻績村は公共下水道の工事着手が少しおくれまして、当村では3村とも下水道工事はほぼ完成をしておりました。現在の財政を見ますと、両村同じ状況になっております。そういう中で、したがって合併は麻績村さんから話が出るまでは無理だと考えております。この後、横山議員からも合併についての質問もありますので、そちらのほうでも続きをお答えいたしたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2番、西澤議員。

○2番（西澤良美議員） 今、村からそういう答弁をいただきましたが、私、これまでも2回くらいやっていると思うんですが、合併について。それで合併すればどうしていいかという、やっぱり今、村長が発言されたように、生徒数、これを麻績と坂井で、こっちは坂北と本城、こういう2つの小学校でやっていけたらな、こういうことと、バスなんかの利用ももう少し改善したルートがあるのではないかと、こんなふうに考えて合併はどうですかという話をしているわけですが、もう一度答弁お願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 今、西澤議員が学校問題も出したんですが、私も先ほど言いましたように、やっぱり学校のそういう問題はまず一番先に、合併より先に両村がきちんと決めたこと、それが今の形なので。そういう中でこの合併というものは今の学校の問題をしても非常に難しい問題があって、きょう現在に至っているかと私も思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 2番、西澤議員。

○2番（西澤良美議員） 先ほども言いましたが、私と村長でやっているといつまでたっても同じような質問と答弁がなされると思いますので、この辺で閉じたいと思いますけれども、本当に合併についてはぜひもう1年あります。この中で考えていただきたいと思いますが、

もう一度だけ村長、どうですか、もう1年ちょっとですけれども、やっていただけませんか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 私の頭の中では、合併の問題は頭の中から離れない問題だと思っています。

○議長（待井安登議員） 2番、西澤議員。

○2番（西澤良美議員） ありがとうございます。頭の中からは離れていないということで、これで私の質問を終わりますけれど、本当に合併についてあと1年ちょっとの間に、1回か2回ぜひ話し合いを持っていただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（待井安登議員） 以上で2番議員の一般質問は終了しました。

◇ 横 山 敬 議 員

○議長（待井安登議員） 順番2、1、職員の有給休暇の取得状況と超過勤務手当について、2、麻績村との合併について。3番、横山敬議員。

3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） 3番、横山です。

まず最初に、職員の有給休暇の取得状況と超過勤務手当についてお尋ねします。

あとの質問については、質問席にて行いたいと思います。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） まず最初に、職員の有給休暇の取得状況を総務課長にお尋ね申し上げます。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） それでは昨年の職員の有給休暇の取得状況について、お答えをいたします。

職員の休暇は、筑北村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第11条で、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇及び介護時間と定められています。また休暇の種類により、付与日数は規則により定められ、毎年1月1日から12月31日までの付与となっています。有給休暇は条例第11条規定中、年次休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間

の一部であり、介護休暇及び介護時間の一部、組合休暇につきましては無給休暇となります。

ご質問の有給休暇の取得状況でございますが、年次休暇の取得状況でのご回答といたします。昨年中の年次休暇の平均取得日数は11日と1時間、取得率、言いかえますと年次休暇の消化率ですが、29.5%でございます。前年比では取得日数で6時間の減、取得率で1.8ポイントの減となっております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） ありがとうございます。取得状況を見ますと29.5%ですか。何かとても少ないように思いまして、なぜこの質問をしたかといいますと、次に続くんですけども、今現在、超過勤務手当についてなんですけれども、職員からちょっとお話を聞いたらば超過勤務手当を出さずに、代休で処理してくれというような話をされたということで、横山議員、悪いですけど、前、質問していただいだいぶ超過勤務手当もきちんと払っていただけるようになったというのに、またここへ来て何かもとに戻ってきたという話を聞いたものですから、こういう質問をしたんですけれども、実際、超過勤務手当を払わずに代休処理しろというようなことは実際にあったんでしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） 超過勤務手当を支払わずに代休措置したかということでございますが、昨年度までにつきましてはそれ以前から決めておりました年間の上限120時間を超えた分につきましては、代休という扱いをしておりました。しかしながらそれにつきましては本年7月1日から全部改めまして、条例規則に基づいた形という取り扱いをしております。

具体的に申し上げますと、週休日につきましては振りかえ、休日勤務につきましては代休というのが条例規則で定まっておりますので、その取り扱いに準じた形に変えております。それ以外の部分につきましては、基本超過勤務手当ということで職員には支給していくという形に改めています。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） 条例でそういうふうになっているというお話なんですけれども、今の時代にそぐわない、本当に筑北村の職員は何かブラック企業で働いているような感じがするんですけれども、これ、代休とかそういうことではなくて、休日出勤についても割り増しを払って、超過勤務手当を払うというような考えはございませんでしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） 議員ご発言の中のブラック企業ということに関しましては、ちょっと私どもからしますと遺憾な感じがしますが、それはさておきまして、休日勤務といいますが、週休日、土日のことでございますが、週休日の勤務につきましては条例、規則、また国家公務員に準ずる形で、その勤務した時間を振りかえて休日を与えるということになっております。そうしませんと週37時間45分の勤務時間を超えて1週間で勤務させることになりますので、そのオーバーした勤務時間について休みを与えることによって職員の心身をリフレッシュさせるということが本来の目的でありますので、働かせて休みを与えてお金を払わないという考え方ではございません。そのように職員の方にもしっかりと説明をしておりますので、そのような意見等が議員の中に入っていたというのは、私からしてみるとちょっと心外な部分がございますけれども、村長決裁をとりながら、職員組合とも話をし、そのようにしたという経過でございますので、よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） ブラック企業と言ったのは言葉のあやでありまして訂正をしたいと思います、取り消しをしたいと思います。

では、そのちょこっと変えて、有給休暇、これ取得率が29.5%、消化率ですね。これ残った分については一般企業であれば1年繰り越し、それでもなおかつ残っている場合は買い上げ、そういう処理をされるんですけども、村の場合どういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） 村につきましては、条例、規則等に準じまして1年の付与日数は最大で20日となっております。20日につきましては翌年以降に繰り越していくということで、取得が0日の場合につきましては、最大で翌年40日の年次有給休暇の取得ができる付与日数となっています。また、それ以降につきまして2年目、3年目になりますけれども、買い上げという制度は地方公務員、国家公務員もそうですけれども、そういった制度がございませんので、休暇を現金で買い上げるという制度はございません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） ということになりますと、有休が消化されない、なのに日曜祭日出た場合は代休をとれ。これ、一層有給休暇の取得が難しくなっていると思うんですけども、働き方改革とか叫ばれている中で、では役場としてどのようにこれを解消していくのか、そ

こら辺の考え方をお聞かせください。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） 年次休暇の取得率、消化率30%未満ということでございますけれども、なおかつ週休日の振りかえといいます。代休につきましては休日のみということになりますので、村では振りかえと代休という扱いをしています。この部分につきましては、所属長を通して、もちろん休日勤務、週休日の勤務につきましては振りかえ代休を必ずとらせなさいということで今、進めておりますし、年次有給休暇と特別休暇、特に夏になりますけれども、そういった部分については組み合わせをして、なるだけ長期の休暇をとるようにということで推進しているところでございます。

しかしながら業務の関係上、なかなか私どもには住民というカウンターの向こう側で職員の対応を待っている皆さんもおりますので、なかなか県と違いまして1週間とか、長期休暇はとれないのが実態でございますが、課の中で相談しながら計画的に職員には連休をとるようにこの7月から9月の間については所属長を通して徹底しているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） ぜひとも職員の皆さんには有給が満額といいますか、20日全部とれるようように、そういう市道をぜひお願いして、この問題については以上とさせていただきます。

次に、2番目の質問として、麻績村との合併について。

先ごろ、8月30日付ですか、「市民タイムス」にこのような記事が出まして、私、これ見て、「両村合併49%、5年以内」と、この記事を見まして、ああ、すごいなと思って見たんですが、よくよくこれ見てみたら、3,000用紙を配って、回答が47。これ割ってみますと1.5%、合併に関して回答率ですね。両村合併49%、これよくよくやってみると0.7%なんですね。ということでこれ見たら統計学でいってもこの数字、おかしいですね、出てこないんです。ということで私なりにこれを考えてみたら、全部で47人しか回答がなかった、合併について。ということはこれ両村の村民が関心がないのか、このままでいい、単独でやっていたほうがいいんじゃないかという意見が大半だったんじゃないかな思うんですけれども、これを読みまして村長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 私も8月30日の「市民タイムス」に「両村合併49%、5年以内」という

記事の見出しを見ました。麻績村と筑北村の議員有志でつくる木曜会が合併について住民にアンケートを出し、結果が出たということで記事になりました。私も両村の合併はいつ、当村だけでもアンケートをしたほうがよいのではないかと考えておりましたが、その矢先、木曜会で両村をまたいでやっていただいたことにつきまして、感謝を申し上げます。

戸別配布で両村3,000枚を配布されましたけれど、この3,000枚は両村の世帯数、麻績村が1,130世帯、筑北村が1,810世帯、合計2,940世帯、ほぼ全戸に配布されたと思います。そういう中で回答者は47名で、回答率が1.6%でありました。回答者47名のうち23名が5年以内との回答でありました。私はこのアンケートの結果を見まして、まだまだ住民は合併を望んでいないのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 3番、横山議員。

○3番（横山 敬議員） 村長、ありがとうございました。私も村長と全く同意見であります。

ということで私の質問はこれで終了させてもらいたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で3番議員の一般質問終了しました。

◇ 関 川 修 次 議 員

○議長（待井安登議員） 順番3、1、コロナ禍における人権の確保と大学等通学者への支援について、2、契約更新を終えた学校法人の村内誘致に関する効果と今度の見通しについて、令和元年度決算から見る冠着荘運営の総括と今後について。4番、関川修次議員。

4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） 4番、関川でございます。

私は先ほど議長から発言をいただいた3項目について、質問をいたします。

最初に、コロナ禍における人権の確保と大学等通学者への支援ということで。

今、地球規模の新型コロナウイルス感染症の猛威によって、国内においても感染者が7万3,000人を超えていると、亡くなった方が1,425人だというようなけさの新聞を見ました。長野県下でも昨日の発表では293人ということで、このような報道が日常的に報道されているわけでございます。残念ながら筑北村においても感染者の発表があったわけでございます。

感染のリスクを背負いながらも献身的に感染症の対応に携わって医療機関関係者や、感染予防業務に携わっている皆様には、改めて敬意と感謝を申し上げます。

しかしこの新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者とその家族、また、その治療に当たる医療機関から医療従事者とその家族などに対する誹謗中傷や心ない言動など、偏見や差別される実態が報道されております。身近な情報としては、医療従事者の家族が嫌がらせを受けたり、接待を伴う飲食店で親が感染したという情報が漏れたために、一家で引っ越してしまったり、責任ある企業が感染拡大防止のため感染した従業員の勤務する店舗名を公表したら、店舗のガラスを割られたとか、本村においても現実に感染者が発生し、その報道がされたとき、人づての不明瞭なうわさなので、感染者をしきりに特定をしようとした。

このウイルスはウエナクテ、ワクチンや薬もまだ開発されていなくてわからないことが多いために、私たちは強い不安や恐れを感じて振り回されているわけでございます。これは決して他人ごとではなくて、だれもが感染者、あるいは濃厚接触者になり得るわけでございます。したがって私たちは村民1人ひとりがマスク、手洗い、3密、このようなみずからの感染対策を確実に行った上で、冷静に正確な情報の上に感染拡大をしないように頑張っている人たちの労をねぎらって、敬意を払う意識づくりをしなければならないと私は、わけございます。

そこで偏見や差別を防止するための啓蒙・啓発は村が真剣に取り組むべきと私は考えます。そんなことで村の考えはどうかということを尋ねます。

以下、質問については質問席で質問します。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（滝澤昭文） それではお答えいたします。

新型コロナウイルスは、議員おっしゃるとおり細心の注意を払っても感染してしまう可能性のある疾病です。過酷な条件の中、感染の蔓延を予防し、命を救うための仕事をしている医療従事者はもちろん、感染者やその家族の方などが差別されたり、誹謗中傷されることは絶対にあってはならないことと考えております。

村では、「広報ちくほく」により、人権への配慮を繰り返し呼びかけるほか、全世帯に「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」を配布することにより、啓発活動に努めているところであります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） 今、筑北村でもやっていますという課長のご答弁でございます。私、さっき長々と申しましたが、この感染症の恐ろしさというのは病気が不安を呼んで、そんな不安が差別を呼ぶんですね。その差別されるのが怖くて熱やせきがあっても受診をためらって、結果として病気の拡散を招くこと、負の連鎖が一番おっかない、恐ろしい、陥ることでございます。長野県でも知事を先頭に、新型コロナ関連人権対策チーム、これをこの8月に設置をして、インターネット上の悪質な書き込みの調査も含めて法務局や県警などの関係機関と連携して、誹謗中傷、差別の解消に全力に取り組んでいるということでございます。そんな中で長野県の知事のコメントを紹介しますが、「私たちの闘う相手はウイルスであって人間ではない。隣人を責めてもウイルスはなくなる。思いやりと優しさで県民一丸となって難局を乗り越えたい」、こうコメントもされております。

法務省や厚生労働省、それから日本赤十字社においても、このサイトの中にも幾つか広報用の資料がありますが、非常にわかりやすい資料もありますので、ぜひそれをお取り込みいただいた中で、ぜひ人権対策については力をぜひ入れてやっていっていただきたいと思います。

では、次の質問に入りますが、現在、筑北村としても新型コロナウイルス感染予防支援策については、政府の感染症対策としての地方創生臨時交付金が筑北村へは2億5,000万円を超える交付金が予定されていて、筑北村としてもさまざまな感染症対策を実施し、これからも計画がされているわけでございます。

大学に子供を通わず数人の保護者の皆さんから、大学も休みになり県外で下宿生活している子供の、帰省もできず、バイトの収入もなく大変だと。ほかの自治体では私たちと同じ家族には行政の厚い支援があるのに、なぜ筑北村はないのですかという、率直なお話がありました。筑北村は高校生までのすべての子供には子育て応援特別給付金を交付し、支援しているわけですが、特に県外で下宿して大学に通っている学生にはされていないかと思われます。支援の公平さを担保し、福祉の増進に資する上でも大学等通学者に対する筑北村としての独自支援策を講ずるべきと考えますが、村長のお考えを尋ねます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 大学等の通学者に対する村独自の施策についてお答えをいたします。

県内の一部の市町村では、本年4月16日から5月14日までに発令された新型コロナウイルス感染症非常事態宣言に伴う外出の自粛の協力要請が発出されたことによって、長野県への帰省ができないということで、そのような学生の生活維持の支援として給付金の支給やお米、

特産品の送付等を実施していることは承知しております。

当村におきましても、検討をさせていただきましたが、県外だけの学生への支援という点、高校を卒業して働いている方への支援はどうするのかという点等について、いろいろ意見がございました。ということの中で、平等上の観点から、現段階では村独自の支援を行わない方針であります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、関川議員。

○4 番（関川修次議員） 村では今後考えないという話なんですけど、今、村長が言った公平性の観点という部分、私はここにちょっと異論があるんですけども、あくまでも教育課程というのはそこまではまだ親、あるいは親権の部分で関与する部分だと私は思うんですね。当然大学も学生です。今、村長言われた県外へ出ている人だけだと公平性を欠けるという話なんですけど、これは社会へ出て働いている方々についてはまた別の支援策があるわけですね。ただ、今の大学へ通う人たちには、全くないわけです。だから他の自治体はそれを解消しようとしてこういう支援をしているわけです。それを聞いたお母さん方が、何で筑北村はということなんです。

今、村長やらない理由の中に公平性に欠けるとかという話なんですけども、それではちょっと私からそのお母さん方に説得する、お話しする材料にはちょっと欠けるんですね。もう少しなぜならないのかという理由をもう 1 回はっきりと申していただきたいと思いますが、村長もう 1 回お願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） この問題は恐らく県外へ出ている大学生、東京ばかりでなくて要するに主要都市ではなくて、例えば東北だとか九州、そういうところへ行っている大学生、私の身内にもそういうのがいますけれど、それは帰ってきて待機をしているということをやっております。主に東京とか大阪、その関係の方が帰ってこれないというふうに私は理解しています。そういう中で、今、公平性ということもありますし、また独自のそういうツゴイもありますけれど、今、村の中では現段階ではそういう形で今は……。

○議長（待井安登議員） 4 番、関川議員。

○4 番（関川修次議員） 村長のお考えの中での行政が図れている部分なんでしょうけれど、先ほど私が言った 2 億 5,000 万円を超える補助金といいますか、地方創生臨時交付金が予定されているわけですよ。既に支出した、使った経緯もありますけれども、その中で 2 億 5,000 万

円というのは相当の金額だと思うんですね。一番、それは優先順位はつけなきゃいけないはずなので、その辺は私、これからお母さん方に説明するのもちょっとできないので、ぜひもう一度お考えいただくことを要望して、この質問はやめたいと思います。

次の質問に入ります。契約更新を終えた学校法人村内誘致に関する効果と今後の見通しということで尋ねますが、これは平成27年2月3日付で、村内学校法人、いわゆるタイケン学園及びタイケン国際学園、村内ではウェルネス高校の名前のほうがわかりやすいと思うんですが、この学校法人と村とで交わした土地建物使用賃貸契約が、この春の3月31日で5年間の期限が終わり、令和7年度まで自動的に村内体育施設使用料の減免などを定めた契約の更新がなされたわけでございます。村民の皆さんからの疑問もありますので、その中身について少し尋ねたいと思います。

この土地建物使用賃貸契約の締結と同時に、両者間で基本協定書も同時に締結がされていて、その協定書の目的、ちょっと紹介しますと、筑北村と学校法人が多様な分野で包括的に緊密な協力関係を築き、持続発展的に連携を深めることにより、筑北村の地域経済の活性化と学校法人の教育、スポーツ、文化等の振興を図り、相互の発展に寄与することを目的、これが大目的の中の基本協定書の内容になっているわけですね。

現在、筑北村としてはこの教育、スポーツ、文化活動等の振興を図るために、さまざまな事業を展開しておりまして、毎年決算書の説明資料として公共事業成果調書の報告があるわけですが、議会に報告があるわけですが、その資料をもとに教育、スポーツ、文化活動にかかわる事業の、その中の一例を見てみました。中身、代表的なものが、坂井体育館のバドミントンの専用化にトイレ改修も含めて1,500万円、やすらぎ球場に防球ネット建設はかで5,300万円、これは約の話ですが、約5,300万円。防災公園と称するサッカー場建設に、関係道路、進入道路も含めて関連事業すべてですけれども、ここにかかわる総事業費約8億7,000万円。学校法人の開設地ですね。27年当時、旧本城小学校跡地をこの学校にしたんですが、その小学校の改修費用、これは村がやらないで学校法人に補助金として交付したんですが、これが6,100万円。学校法人が利用する村内全体育施設の使用料を無料化した。こんなようなことで、ほかはありますけれども、筑北村としては教育、スポーツ、文化活動等の振興を図る環境づくりは進められているわけですね。

しかし一方の筑北村の地域経済の活性化が村民の皆さんが今のところ見えてこない。この3月定例会の質問でも、私は投資効果の検証ということで波及効果も含めて第三者の専門機関の根拠性のある数字をもとに、村民の皆さんに説明すべきではないかと質問したわけです。

が、村長答弁ではそのときの答弁書の記事をちょっと読みますと、今、現段階では第三者機関に投資効果の測定及び評価をお願いしておりません。以上です、と端的な答弁をいただいたわけですが、つまり私は現段階で第三者の専門機関に投資効果の測定、評価をしないと認識をしたわけでございます。

そこでお尋ねをするわけですが、この学校法人との土地建物賃貸契約及び基本協定書の締結をすることによって、筑北村にもたらす地域経済の活性化の具体的な内容、しかるべき数字をもとに検討した内容を、平成26年11月と平成27年1月の議会全員協議会の席上で説明がされております。その効果を見きわめた上で、当時の議会として学校法人の誘致案に同意がなされたはずなんですね。その当時説明された筑北村にもたらすだろう地域経済の活性化の具体的な内容について尋ねます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） それでは関川議員に、協定書の内容と協定書の締結時における誘致効果見込みに対する結果と今後の見込みを尋ねるということの中で答弁を申し上げたいと思います。

まず協定書の内容でございますが、平成27年2月3日付において、多様な分野で包括的に緊密な協力関係を築き、持続発展的に連携を深めることにより、村の活性化と学園の教育、スポーツ、文化活動等の振興を図り、相互の発展に寄与することを目的に、学校法人タイケン学園、学校法人タイケン国際学園との基本協定の締結を行っております。

協定書締結時では、誘致効果見込みについてですが、令和2年4月1日現在で生徒数が87名でございます。生徒たちは道路環境整備などの地域貢献活動やスポーツによる地域住民の一体感の醸成など、全員ではなくても村内で高校生が生活し、その声がこだまし、行き交う生徒の姿など、誘致の効果は非常に大きいものがあると判断をしております。

この4月から全日制に移行されまして、生徒数も増加すると考えております。また部活動の練習試合などにより、やすらぎ球場やバドミントン体育館などの知名度も上がってきております。この競艇の目的である相互の発展に寄与できているものと考えております。

今後この誘致によって、村の活性化に触れて、スポーツによる交流人口の増加など、期待できるとともに、経済活動の上昇にも資するものと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） ご答弁いただきました。当時議会として同意がなされた。当然筑北

村へこれだけの経済効果があるよ、そういうことを議会で話された中で、議会としても同意をしているはずなんですね。そのこと、そのときにどういう話をしたのかとお聞きしたかったんですが、ちょっと話デケン、私のほうから紹介させていただきますが、平成26年の11月、27年1月ということで申しましたけれども、まず効果のあるのは今、村長87人、生徒数が。その中で村として交付税対象になる者、いわゆる住所を有する者というのが大事なんですね。この当時、平成30年、去年、おとししまでに260人来るよという説明があったんですね。260人に単純に交付税該当をいうと5,980万円の収入があると。それから生活影響にかかわる経済効果ということで、これは家賃だとか上下水道だとかいろいろある、これが大体3,700万円。それから各種大会による経済効果ということで、電車料とか食料だとか、弁当をやりますからね。それが2,300万円。通学生徒による経費、定期代とかそういうのを入れて約400万円。学校給食をやりたいということで、学校給食をやるので当然260人からという相当な数になりますから、これが5,600万円。締めて平成30年度、村にもたらすだろう経済効果というのが数字で1億2,598万5,000円、具体的にこのような説明をしているはずなんですね。

平成33年、ここでいうと令和3年になりますから来年になりますね。そのときは1億8,100万円の経済効果があるよということで、議会としても多分同意されたと。確かに経済効果というのは簡単にできるものではないことは私も理解できます。これは過去の行政を預かってきた先人の人たちもずっと地域経済の活性化を主要な施策として取り組んできた歴史があるわけですね。ですから今の政権下でのさまざまな億単位の投資には、村民の皆さんの関心も大きいわけでございます。しかしその成果が形になって見えてこない。これは村長今いろんな話で、成果があるよという話なんですけど、あくまでも話なんですね。開闢当時誘致するときにこのような数字があるわけで、それについてどうだったのかと、検証って必要だと思うんですね。それはそれをちゃんと村民に説明してあげないと、やはりいろんなうわさも出てくるわけですね。

私から見れば村長が言うように来訪者がふえて、この小さな村に高校があり、そこに通う生徒の顔もあり、若返ったような気もするんですね。もう億単位の投資をしているんですから、何らかの波及効果もあるわけなんです。その評価の検証をして村民の皆さんに説明しなきゃ私はいけないと思うんですね。その辺どうでしょうか。今回令和2年度の一般会計の当初の150万円、流動人口について調査しようというようなもので、大学の子供たちを使ってという話がありましたけれども、その進捗はどうなってますか。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 関川議員の中の今の締結が5年を経過するということでございます。それに伴いまして、令和2年度の当初予算に今、言いましたように150万円をかけて信大の先生にお願いをし、学校が来たことによって筑北村の中でどのくらい経済が動いたかという調査をお願いする予算を組んだわけでございます。先生のほうにも問い合わせして、お願いをしておいたわけでございますが、コロナ禍の問題が起きまして、今やってもその価値がないというようなことを言われまして、そのままになっているわけございまして、恐らくこのコロナの影響がそれぞれのところに影響が出ているかと思えますけれど、これは少し落ちついた、そういうときにはやる必要があるというふうには思っております。そんなようなことで令和2年度の予算がだめでも3年度にまた計上して、引き続きやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） ぜひお願いしたいということで。関連しますので、次の質問に入ります。この3月の定例会の質問で自主財源の確保の中で、村内学校法人にかかわる体育施設の使用料の減免の見直しをする考えはないかと尋ねたわけですが、村長はそのときの答弁で、総じて検討ということで終わったわけでございます。村長答弁の中の村民の健康増進のための利用は当然私も理解できます。しかし学校法人での学校運営の事案で利用する場合は、協定書の規定はあっても当時見込んだ筑北村の地域経済の活性化の成果が見えない以上、これは痛み分けはするべきだと私は考えます。村民の皆さんからも疑問視され、かつ筑北村と学校法人とで取り交わした協定書に掲げる相互の発展に寄与する、こういう視点から考慮しても、少し体育施設の使用料を負担していただくことはできないか、村長に改めてお尋ねをいたします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（宮下敏彦） それでは体育施設を管理している教育委員会のほうでお話をさせていただきます。

前段は関川議員の説明がありましたとおり、協定書等で基本的な部分が決まっております、20年度契約ということで5年ごと今、関川議員からご指摘があった部分を踏まえて、検証をして、何ものなければ5年ごとローリングしながら20年契約をし、20年後については改めて契約そのものを確認させていただいて、リョウホ学校が存続するということであれば、それに対して村も本協定も踏まえて、見直しをしてまた継続をしていくというような内容にな

っているかと思います。

そんな中で、5年が経過して、この5年間に於いて前段関川議員が説明があった部分に対して契約内容が大きな瑕疵がなかった部分、それからそういったことの中で、それとあわせて今後見直しの部分ということになりますと、体育施設に限らず村のケイソジ全体、施設全体での使用料の見直しにより、使用する人すべてから使用料を徴することとなれば、タイケン学園と協議をしながらまた同時に使用料の徴収に対しても見直しの部分の協議に入ろうかなという部分も今後は出てくるかなと思っています。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） 教育長の答弁なんですけれど、学校施設の使用料、全体的に村全体でカイシュウには可能性があるよという答弁ですが、あ、そう、はい。これはどう見ても最初の効果がない以上は、これはやっぱりその都度協定書の中にも協議しましょうよと話があるので、なぜにそこに固執するのか。今、教育長、協定書や中には大きな瑕疵はないという話ですが、ちょっとこれ、事実だけを申し上げますと、協定書の中に20年という記述がないですね。期間が決まっていない。ただ、として土地建物賃貸契約の中には、20年は目途か、「目途とし」と書いて、ということは20年ではないんですよ。これは、ま、いい。これはまたいろんな部分で議論していかなきゃいけないと思うので。

これからの村政運営、これは一層厳しくなるわけで、このダイゼンは特に厳しくなる。それを見据えて村民の皆さんには今まで以上に応分の負担意識の徹底をお願いしていかなければならないわけで。そんな折、村民の皆さんにとっては少なくとも学校法人の村内体育室施の実質無料化、この情報を耳にして公平性に欠けると疑問が上がっているわけでございます。ぜひ見直しをしていただくことを再度お願いをして、次の質問に入ります。

平成元年度決算から見る冠着荘運営の総括と今後ということで、この冠着荘の運営についてはさまざまな検討がなされ、地域シンクの皆さんとの話し合いを重ねながら、1年前現在の運営形態を試行的に取り入れ、平成31年度、いわゆる令和元年度の結果を見て冠着荘の運営方法を判断するとしたわけでございます。この質問はこの3月もしていますが、その時点ではまだ決算前でしたので、当時の令和元年度冠着温泉施設特別会計の最終補正の資料をもとに質問したわけでございます。結果として、決算書の数値とは大差がない結果で、売上総額は2,465万7,141円、これは売上で、当初売上を4,651万4,000円ということで予定していましたので、マイナスの47%減、計画に比べて半分に近い減収という結果で終わったわけで。

実質的なコロナウイルスの影響があると見込まれる期間を考慮しても、想像以上の減収であったわけでございます。

3月の質問の村長の答弁は、食堂の経営改善や施設の環境改善、各種イベントプロデュースなどのアドバイスを行いながら、ある程度経営改善につなげていったと。それでもだめなら今までやることはすべてやってきたので、改善されなければ閉鎖とかいろんな形を変えていかなきゃならないというふうなご答弁をされているわけで。ことし、令和2年度の冠着荘会計の中身は、残念ながら昨年と同じこと、内容なんですね。同じことをしている。令和2年度冠着荘施設特別会計当初予算総額6,643万3,000円のうち、歳入で売上を4,232万8,000円と、前年度の決算の1.7倍の売上を見ていて、歳出でも前年と同じように売上を伸ばすための各種イベントのプロデュースなどのアドバイスをしていただくための村単委託料396万円、これが計上されていたわけですが、残念ながらこの9月補正ですべて減額しております。今、コロナ禍で、この厳しい状況だからこそ専門的な知識を持った有識者のアドバイスが必要と思うんですが、非常に私は残念に思います。

冠着荘がこれまでにってしまった以上、新型コロナウイルス感染症の猛威がなくても村の繰入に大きく依存した経営体質の継続で、その投資の割には特に前回も言いましたけれども、坂井地域の皆さんには村民サービスの低下としか見えないわけで。この3月の質問で、坂井地域活性化策の具体例を二、三挙げて申しました。坂井地域の発展のために同じ投資をするなら、別の地域振興策を親権に考えて、効率的に集中した投資をすべき、私は前回も訴えました。したがって坂井地域の活性化策を確実に担保した上で、坂井地域活性の方向性をまた見据えた上で、冠着荘の今後の運営につきしては苦渋の選択は避けて通れない事態です。

具体的にはあくまでも坂井地域の皆さんの理解をいただくことを前提に、入浴に特化した経営体系に切りかえて、行政支援を含む民間営業も視野に入れて、柔軟な営業形態を再度提案をしますが、村長のお考えを改めて尋ねます。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 令和元年度の冠着荘の決算状況は、今、関川議員の言いましたとおりでございますが、使用料、売上でございますが、2,465万7,141円で、前年度比289万5,634円の減で、89.5%でございました。合宿誘致などで宿泊の売上、入り込み客は増加となりましたが、宴会や食堂は経費節減のために利用者が少ない日や時間帯の営業は縮小しましたので、売上の的にも減少をしております。

日帰り入浴は横ばいでしたが、12月までの全体の売上の推移では、前年度に比べまして新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、3月に予約のあった合宿がすべてキャンセルになったことが大きかったと考えられます。

また人件費につきましては、30年度3,000万円であったものが、2,100万円まで削減をされ、一般会計では実質の赤字補てんは30年度4,000万円でありましたが、2,700万円まで改善をされましたが、売上に対する人件費比率は88.7%、以前より高い数値であることには間違いございません。一般会計からの繰入は減少しましたが、それでも村の負担は大きいものと考えております。

また、今年度について、新型コロナウイルスの影響も大きく受けておりまして、既に予約のあった合宿もキャンセルや新規予約がないこと、宴会も控えられていることなど、大変厳しい状況でございます。また日帰り入浴を利用される方も、昨年度の3分の2程度であります。これは冠着荘だけではなくて他の温泉施設にも言えることではありますが、新型コロナウイルスの収束がまだ見えず、営業すればするほど赤字になる状況でございます。

住民サービスの観点からも、本年度は感染防止対策を継続し、現在の営業を行っていきたいと考えておりますが、一般会計から相当の繰入が必要になると思われます。コロナ対策で民間では受け入れられる支援もありますが、村直営では受けられる支援がないのも、民間とは違う村の直営で行っていくことの厳しさがこの状況の中に見えてきたと考えております。

冠着荘の次年度以降の営業につきましては、どのように行っていくか、本日の段階ではお示しすることができませんが、合宿の受け入れ、住民福祉サービス、これを継続していくための村の財政状況を重視しまして、村、また温泉施設運営等検討委員会において検討をし、早急に方向を村民の皆様にお伝えをしていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4番、関川議員。

○4番（関川修次議員） 村長答弁いただきましたが、本年度、村長のお気持ちの中では合宿をまだ続ける、それから健康増進のための施設という部分で今、受けたんですが、合宿で夏はあると思うんですね。過去の冠着荘のフル営業していたときでも、夏場は断るくらい合宿のお客さんが来ていた。冬場の集客がかぎだった。以前はフル営業していたために冠着荘、夏場に稼いだというか、語弊がありますが、収入の売上を保持するために秋、冬にかけてマツタケだとか、湯治客とか、それにプラス集客のイベントもあわせて行って、それを何とか行いながら1年間の売上を確保していたんですね。だから今、私は経験から考えますと、合

宿特化というのは恐らく営業は成り立たないわけ。なぜ村長は合宿にこだわるのか、ちょっともう一度お願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 合宿につきましては、この夏もコロナ禍の中で行われたところもございます。特に冠着荘については行っておりまして、それと併設しましてとくらの碧館にもありました。そういう中で、……がこの筑北の地に訪れた場合、子供たちに対する学校だとか、そういうところから見ましても非常に環境のいいところだということで、ぜひことし来たところに来年もぜひ来てみたいということを言われてお帰りになりました。栃木県の作新学院がお盆過ぎに参ったわけでございますが、非常に環境のいいところで、グラウンドとしても非常にいいところだということで、来年もぜひ来たいということを学校のほうから私のほうに連絡がございました。

そんなようなことで、村の活性化につながる第一歩としまして、やはり合宿の誘致をして、村民の、村の中に若い力を入れていただいて、そういうところでまた住民がまねをして体力づくりをしていただいたりということで、自分の体の身を案ずるに、健康で長生きをしていただくことにもつながるかと思いますので、これもこれだけの施設がございますので、合宿というのは避けて通れないものと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 4 番、関川議員。

○4 番（関川修次議員） どうもお気持ちとすれば合宿は避けて通れない、……としてはそうですということで受けたんですけれど、これは私、はっきり言います。これを営業していたら全く黒字どころか、村が営業していたら恐らく採算はとてもじゃないけれどとれない。なおかつ坂井地域の人たちのサービス低下、これは解消ができない。先ほど私、言うように坂井地域の皆さんのことを思うなら、同じ金を使うならもっともっとほかの方法がいくらでもあるわけ。私、前回二、三例を挙げました。だから村長、お考えはわかりますが、これ絶対うまくいかないの、私、断言します。ぜひもう一度見直していただいた中で、村長、私、救われたのはまだはっきり冠着荘は結論を出していないということなので、これから恐らく温泉施設の運営委員会等開きながら決めていくとは思いますが、いろんな方からのご意見、前回も聞いてあるわけですね。またいただいた中で、ぜひ英断の決断をしていただくように心からお願い申し上げまして、私の一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で4番議員の一般質問は終了しました。

途中でございますが、ただいまから暫時休憩とします。再開は10時40分からとします。それでは休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時50分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 佐 藤 文 男 議 員

○議長（待井安登議員） 順番4、1、道路標示（白線）について、2、里山整備（登山道）について。5番、佐藤文男議員。

5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 5番、佐藤です。

今回は道路標示（白線）と里山整備（登山道）の2点について質問いたします。

最初に、道路標示、白線なんですけれども、村内にはご承知のとおりいろんな道路、国道、県道、村道、農道等がございます。一部の村民から指摘がありまして、私も以前から思っていたんですが、改めて先般村内の道路をちょっと車で回ってみましたら、非常に白線が消えかかっているというところが非常に多いということでございます。具体的な例を挙げますと、特にこれは問題だと思うのは、踏切の一たん停止線がもう消えかかっちゃって見えないとか、あるいは農道や村道から県道等へ出るところの一たん停止線ですね、そういったものが消えかかっている。それとかあと通学道路の外側線というんですが、一番外側にある白線ですね。あれがほとんどもう消えていて、もうないのかあるのかわからないようなところもあるというようなことで、いろいろな消えかかっているところが非常に多いなと感じたところでございます。

いずれにしても学校の通学路等もいろいろありますので、交通安全の観点からもぜひ見直し、検討して早急に実施をしていただきたいと思います。

そこで最初に、国道や県道の実施状況、それと村道、農道の実施状況をまとめて質問します。道路管理者がどうなっているかということと、白線等の見直し等の基準等があるのかなのか、そこら辺の実施状況についてお尋ねいたします。

以下、質問席にて質問いたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ご質問につきましては、道路の路肩側にある外側線及びセンターライン等々と解釈トクンさせていただきますが、冒頭停止線等が消えかかっているということでございますので、その辺につきましてはまた後ほどお答えをしたいと思います。

まず1つ目の国・県道の管理者はだれかということでございますけれども、筑北村内の管内におきましては松本建設事務所となっております。また白線の塗りかえに関する基準でございますけれども、特段定めはないというところで、地元からの要望箇所と職員等によります道路パトロールによりまして、目視点検の結果というふうに聞いております。

また、2つ目の村道の管理者でございますけれども、これにつきましては村建設課となります。また同じく農道でございますけれども、これも管理者につきましては村の産業課となります。白線の塗りかえに関する基準は県と同様、特にございませんが、実施の際は建設事務所と同様の扱いで考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 今のお話ですと、基準がなくて要望があったとか、あるいは点検の結果、実施していると、こういうことでございますけれども、村から県とか、松本建設事務所ですか、そちらのほうに要望書というのは出していて、その実施状況とかそういったのはどんなぐあいなのでしょう。要望してもやってもらえないとか、そこら辺についてもうちょっと詳しくお願いします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 建設事務所の管理分につきましては、毎年ちょうど9月の中旬ぐらいに道路、河川、そういったものの要望を上げる時期がございます。その中で特に著しく消えているもの等については、要望をしております。

また、道路の場合ですと、全く消えかかって危ないというような場合につきましては、年

1回の要望以外でも随時要望をしております。その中で建設事務所の管理管轄内での優先順位という部分で対応されていると思いますので、なかなか要望どおり、要望してすぐにということに至らないというのが現状でございます。

また、村道につきましても、例年わずかずつではございますが、やっていくということで考えておりますが、限られた予算の中でございますので、すべてに引くということができていないという状況でございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） ただいま限られた予算だと、こういう話がございましたけれども、道路メンテナンス事業補助金というんですか、今度変わって。長野県でもそこら辺の重点配分をするというようなお話をこの間、お伺いしたんですけれども、道路メンテナンス事業補助金というのをを使って、県のほうでも白線の要望があればやるということでよろしいのでしょうか。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 道路メンテナンス事業補助金につきましては、道路等でございます大型の構造物、要は橋であったり、ボックスカルバート、あるいはトンネルと、こういう構造物の長寿命化、点検、あるいは長寿命化に資する工事、こういったものが交付金の対象ということでございまして、白線のみというものは対象外というふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 対象外ということで、ちょっと残念なんですけれども、いずれにしてもそういうふぐあいのところがたくさんあるので、あ、これはよくできているなと思ってよく見たら、舗装工事をした後だとか、工事の終わった後だとか、そういうところは確かにもう白線がきちっとやっておりますけれど、そのほかのところは何か舗装の工事でもするまではだめかななんて一部の村民も言っていますけれども、そういったことではなくてやっぱり点検をしてもらって、随時要望していくと、あるいは村の予算もつけて村道、農道につきましても特に一たん停止線みたいところは交通にも支障が出ますので、重点的にやっていただきたいなと思います。

それで村道とか農道なんですけれど、優先順とかそういった何か、成り行きみたいなものかもしれませんけれど、そういうのはあるんでしょうか。例えばいつこの道路は白線を引い

たと、その記録によるともう十何年もたっているのではやらないといけないとか、そういうような何か基準みたいなのはあるでしょうか。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 見直しの基準でございますけれども、もともとの基準というものがございませんので、見直し基準も当然ございません。実施記録でございますけれども、その例えば道路改築ですとか、そういった工事処理につきましては保存年限に沿って保存されておりますが、白線の塗りかえ等に特化した記録、要は台帳的なものというものは特にございません。

以上であります。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 先ほどもちょっと触れましたけれども、白線がよくよく見れば昔引いた跡があるなというようなところも何カ所もあるわけです。そこはもう、これからはもう、そこは要らないという判断でやっていないんですか。私の記憶だともう10年以上、下手をすれば20年まではいかないですけど、全然やってないなという場所もあるんですが、そういうところもう、そこはもう白線は不要だというように考えておられるのかどうか、そういう場所はあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 先ほども申しましたとおり、すべてが我々のパトロールの中で確認がされているという状況でもございませんし、当初に大体引かれていたものについては時期を見て当然塗りかえていくということをお前提では考えておりますけれども、今のお話だとすべてには目が行き届いていないという部分等ございますので、またそういった部分については場所等、ご連絡をいただければ我々のほうでまた確認して引いていきたいと思いますが、1つちょっとお話ししておきたいんですけれども、白線と一概に申しましてセンターラインであったり、外側線、それから議員おっしゃられる特に停止線という部分でございますけれども、我々が道路管理者として引ける部分というのは、停止線でございますと停止誘導線ということで、公安委員会が引く停止線というものとは全く別でございます。ですので道路管理者が引ける部分と、公安委員が引く部分と、それぞれございますので、その辺もありますので、また場所等についてはご連絡をいただければ現地確認の上、対応したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ちょっと公安委員会、安協とか、そういった関係だと思うんですが、昔たしか公安委員会のほうで白線の引くやつでやっていたような、見たことがあるんですけども、最近は何かあまり見たことがないですが、これはどこで公安委員会のほうで具体的に白線を引いているわけですか。それとも安協か何かでいろいろ要望が出てきて、その場所について、その場所を見てチェックして、では、ここは必要だなということで安協のだけれど、どういうふうに発言してしているのか、ちょっと申しわけないですが、詳しく説明をお願いします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 私が申し上げた公安委員会というのは、警察のほうでございます。要は取り締まりの対象になる白線というふうにご理解をいただきたいと思います。ですので一たん停止線ですと、そこを越えてとまった場合は違反という、とまらないで通過すれば違反と、そういうものについては公安委員会、警察が引くものでございまして、道路管理者が引くというものについては停止誘導線、ここは危険なのでとまったほうがいいですよという程度の線というふうにご理解をいただきたいと思うんですけれども、そういうものについては道路管理者、あるいはちょっと最近の交通安全協会の活動をよく私も承知しておりませんが、以前は個人のケラシの道路に出る手前に白線を引いたり、足形のマークをしたりというようなことがあったかと思いますが、そのように分かれているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ちょっと勉強不足でよくわからなかったので申しわけないんですが、農道から村道へ出るところへ停止線が引いてありますが、あれはやっぱり公安委員会のほうでやっていることですか。それとも道路管理者のほうで線を引いているんですか。よく農道から出るところ、ありますよね、引いて。あれはどちらがやっているのか。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） それも済みません、交差点の種類によりましてケース・バイ・ケースでございます。とまれ、ちゃんととまれというふうには要は運転手にそれを知らしめるためのものということであれば公安委員会が引くものでございますし、大体公安委員会が引く停止線の横には「とまれ」という標識も立っているところでございます。そういった標識がな

いところについては、基本道路管理者というふうに思っただけだと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） わかりました。それで村道といいましても、非常に路線数も多いし、総延長距離にすれば相当あるのではないかなと思いますけれども、そこら辺につきまして路線数と総延長距離、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 村道の路線数でございますけれども、全部で611路線、総延長につきましては17万9,102メートル、約179キロでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） ありがとうございます。今ちょっと数字を聞きまして、びっくりしたんですけれども、筑北村は広いからそのくらいあるのかなという気もしますけれども、179キロということはすごいことだなと思います。

いずれにしても車の通行の頻度が多いところと少ないところとあるわけですが、車の通行の頻度は特に路線別には特に頻度が多いとか、そういうことは大まかに何か把握をしているのでしょうか。それでここは白線が早く消えるなどか、そういうようなことで、という意味で。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 交通の頻度につきましては、特別交通量調査ということで人が1日じゅう張りついて台数をカウントしているということは、特にしてございませんので、どこがどのくらい通っているという数値的なとらえはございません。ただしどこが幹線道路で、ここはここに比べたらたくさん通るだろうという判断は、おおむねの判断はできますけれども、詳細な台数の把握まではしてございません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） わかりました。先ほどちょっとお話の中では、白線の見直し基準が一応ないと、過去の実施記録というのはないというようなお話だと思うんですが、とすればやっぱり何かそれだけの179キロですか、それだけ距離があるのであれば優先順みたいなのはやっぱり決めて、何年かけて少しずつ白線を引いていくというようなことが必要かと思

いますので、そういったことでこれからまたぜひ実施した場合は記録を残して、それを参考に見直しをしていただきたいと思います。

それで白線の状況の点検なんですけれども、地区とかそういった方から要望があった場合と、パトロールで点検した場合と、こういうことによってやるということでございますけれども、例えばこれはちょっと違うかも知れませんが、安協の役員の方が毎年地区から何名か出ているわけですが、安協の役員の方をお願いして、白線の状況をチェックしてもらって、それで問題のあるところは挙げてもらうとか、そういったことは可能なことなんでしょうか。そういったことも建設課、産業課だけで道路を点検するにも179キロということになれば、チェック漏れとか点検漏れもあろうかと思うので、そこら辺もちょっと検討していただければと思うんですが、その辺につきまして何かご意見ございますか。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 安協の皆さんをお願いをして、点検していただくというのも1つの方法というふうにご提案かと思いますが、お聞きした手前、またできないと、予算の関係もあつたりというような中で、すぐすべてができないということもございますので、情報としてはお寄せいただくことは可能かと思うんですが、報告したらすぐやれと言われても、ちょっとそこについてはすぐできない場合もございますので、また今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 確かにそういうことだと思いますけれども、違う例でいえば水路の要望もいっぱいあると、いうことができないと、それみたいなことだと思いますけれども、いずれにしても白線に関しましては、ちょっとしばらくあまりやっていないというのが実感でございますので、ぜひ予算をつけていただいて、毎年少しずつでも実施していくという形をお願いしたいと思います。

それから白線について最後ですけど、今後の進め方ですね、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 今後の進め方でございますけれども、議員ご指摘のとおり職員数も減少傾向にある中で、村道611路線すべてを点検するということできませんので、現場に向く際に確認するなど、把握しているところではございますが、また第三者のほうからもま

たそういった情報をいただければというふうにも考えておるところでございます。

今後の進め方につきましては、幹線道路、あるいは交通量、あるいは見通し等の状況を勘案しまして、優先度の高い順に毎年わずかずつでも計画的にできるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 5 番、佐藤議員。

○5 番（佐藤文男議員） ひとつ関連して申しわけないんですが、外側線ですね、外側線がご存じのとおり草があったり土があったりということで、見えなくなっているというのも多く見られますので、それもあわせて一緒にご検討をお願いしたいと思います。そんなことでダブリますが、毎年計画を実施していただいて、少しずつでも、少なくとも全路線が10年以内には全部見直して、問題のあるところはやるというようなぐらいの予算をつけていただいて、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは次の里山整備（登山道）について、お尋ねいたします。

村内には自然景観の豊かな場所が幾つかございます。最近は里山ブームというようなことで、村内の山とかそういうところを訪れる人も少しずつふえてきている、こういう傾向にございます。残念ながら案内表示板だとか、登山道を含めて整備が悪く、ちょっと中途半端だということ言い方が悪いんですが、中途半端なところが多いような状況でございます。

それで、今、例えばこれから質問します岩殿山とか四阿屋山なんかは、村内の一部の有志のボランティアの方が整備していただいているという話も聞いておりますし、実際に見てもおります。そんなようなことで、いずれにしても曼荼羅の里というような大きなパンフレットがあって、そこにも案内が出ていますのでそれだけは、いっぱい山はたくさんあるんですが、今回は岩殿山と松風の小径の2点について質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、岩殿山の現状と整備計画についてですが、ご存じのとおり岩殿寺から行く岩殿寺コースと、それから別所から上がっていく別所コースというコースが2つあるんですが、それぞれの状況も含めて、現状と整備計画について説明をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それではお答えいたします。

観光課としましては、不十分でございますが、整備を行っている箇所につきましては岩殿山、四阿屋山、冠着山と一部の遊歩道でございます。そのほか旧村時に整備された里山等と

多々ございますが、把握ができていないのが現状でございます。

ことは新型コロナウイルス感染症拡大により、県下では入山自粛の呼びかけや登山道の併設する駐車場の閉鎖を求める要請もございましたが、今後自然を求め登山や里山探索のニーズが高まると観光課としても考えております。

まず初めですが、済みません、岩殿山の現状と整備計画について説明させていただきます。岩殿山の現状につきましては、岩殿寺ルート、別所公民館ルート、菖蒲沢ルートと全部3つございます。岩殿寺ルートの村道寺沢線におきましては、土砂流出や倒木多数発生したため、建設課において復旧工事を行い、現在は頂上まで登ることは可能となっております。また賃金対応でございますが、大雨などの後、できるだけ登山道のパトロールをしております。3ルートあるため手が行き届かないのが現状でございます。また議員ご指摘のとおり、案内表示板の劣化や倒木、草刈りの整備も完全な状況ではございません。

岩殿山の登山道整備につきましては、来年度以降、知識と経験のある方のお力をかりながら、整備計画について検討していきたいと考えております。また、それとあわせて登山してもらえるような企画や案内人等の確保も必要ではないかと考えておりますので、関係機関と連携し検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） 前向きな回答ありがとうございました。確かにあの岩殿山は、最近ちょっと頂上のほう松の木が多くなっちゃって、景観もちょっといまいちのところがありますけれど、岩あり、くさり場ありというようなことでコウドカンもありますし、昔の侵攻の跡のいろんなものがございます。そういったことで非常にいいコースでございます。私も最近ちょっと山へはあまり行っていないんですが、別所コースにつきましては、もう、あまり通ってる、なだらかなんですけれど、非常に登りやすいんですが、なだらかなんですが、あまり通っている人がいなくて、非常に荒れた状態になっているということでございます。ちょっと菖蒲沢コースというのはあまり行ったことがなかったんですが、そういった3つのコースがございますので、順次岩のところへは黄色いペンキを塗るとか、はしごをつけるとか、ロープをつけるとか、そういったことをやれば非常にスリルがあって人気の出る山だと思いますので、ぜひ整備のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それから次に松風の小径ということでございますけれど、これはちょっと皆さんあまり知らない人もいるかもわかりませんが、これは本城地区のタヤのところの関昌寺がありまして、

そこから東条城址を通って、白山神社の経て、岩殿、花顔寺までを通る散策路でございます。距離的には延長で1.2キロぐらいだと思んですが、ということで非常にいいコースでございます。簡単に登れていいコースということでございますが、残念ながらやっぱり道路も荒れてきておりますし、案内標識も風化によってもう見えなくなっているというようなこともございます。そういったこともありますので、あまり迷うようなところはないんですけれども、一部案内標識の見直しと、それからおふれ書きというようなやつがあるんですが、それももうぼろぼろになっていて見えないというようなことでございますので、こちら辺についての現状と整備計画について、ご説明をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それでは松風の小径の整備計画についてご説明させていただきます。

本城地域でございまして、ルートの的には今、議員のおっしゃられたとおり関昌寺、東条城址、花顔寺までのルートでございます。松風の小径につきましては、合併後村において草刈り等の整備を実施した経過もなく、案内表示板の劣化等もあります。全く手が入っていない状況でございますが、現段階での整備計画はございません。

旧村時に里山や遊歩道として整備した箇所は、ほかにも多数あると想定されます。現在はほぼ同様の状況ではないかと思われまして。この小径をどのように活用するのか、また、どのように活用できるのか、観光課では検討ができていない状況でございます。また整備や維持管理には費用はもちろんです、人手が必要になり、地域の皆様の協力がないと難しいと考えております。

観光課としましては、このようなことを地域の皆様とご相談させていただき、整備について検討させていただきたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 5番、佐藤議員。

○5番（佐藤文男議員） ありがとうございます。昔はあそこで小学校とか中学校の生徒たちが通ったとか、そういった記憶もございます。そういったことで今、回答がございましたけれど、ほとんど今、整備が行き届いていないというようなことで、残念ながら松くい虫の関係で道路が少し荒れたような状態になっているということでございます。いずれにしても近くて簡単に登れるコースでございますので、ぜひ整備をしていただいて、皆さんで活用してもらい、健康のためにもいいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

曼荼羅の里のガイドマップもございますけれども、そういったものもうちよつとPRを

していただいて、筑北村には四阿屋山とか冠着山とか、いろんないいところがたくさんございますので、もっとPRして村の活性化に少しでもつながればいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で5番議員の一般質問は終了しました。

◇ 勝 田 昇 議 員

○議長（待井安登議員） 順番5、1、ウェルネス高校誘致、校舎改修費6千万の投資と交付税効果と実績について、2、今後のタイケン学園利用の校舎、体育施設無料使用について、3、コロナ禍の地方創生臨時交付金の活用施策について、4、働き方改革として地域おこし協力隊の活動について。6番、勝田昇議員。

6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） おはようございます。勝田でございます。

私は今回、ウェルネス高校の誘致の件に関しまして、その効果、実績についてお伺いしたいと思うんですが、先般の関川議員の質問と重複する点もございますので、ぜひ具体的な数字を挙げてお答えいただきたいと思います。私はこのウェルネス高校の質問をいたしますのは、村内を歩きますとウェルネス高校ってどうして来たの、ウェルネス高校ってどこにあるの、ウェルネス高校って活躍しているよねというお話を伺うんですが、現実には村長のご説明の中にも先般ございました。ウェルネス高校が来て以来、2万1,000人、2万3,000人の村外者が訪れて、活性化、非常に「活性化」という言葉に何かこもことするようなニュアンスがあるんです。それで村民の方がどうしてこのウェルネス高校をこの筑北村に誘致したかという、やはり村長のご説明のとおり若者の地域に参加により、生活、また村民の活性化、村民の健康維持というようなことがあったと思うんですが、その効果の検証というのは皆さんになされていないような気がします。

それともう1つ、2009年、先ほど今回作新学院さんが当村にお越しいただいて、野球をやった。作新学院といいますと、数十年前ですか、江川さんというような強烈なピッチャーがいて、有名な学校でもあります。その栃木県の有名な学校の、2009年にタイケン学園が実は喜連川の学校跡地を利用して、スポーツ大学をつくりたいと。そのとき喜連川の市議会議員

はそうそういってもなかなか難しいよと、そしてこれご破算になったんですね。そのタイケン学園さんが喜連川高校跡地活用について、条件を出されたのが、土地建物の無償譲渡、学生寮に利用するため閉校する同市カネカヤショウの無償貸与、施設整備費 2 億円補助等の支援を同市に要望して、この要望がなされたときには我々は学校をつくりますよと。そして 2009 年の話でございますが、2011 年、喜連川市議会はそういうお話の即結論は出ないということで、カドタ議長によるとこの学校が来て、それだけの生徒が来れるかどうかということも疑問があると。今の時代でそういうことに疑問を持った以上、やはりタイケン学園さんのそういう能力、大学運営の方針、万が一撤退する場合に用地をどう扱うかということも決まなきゃならないので、即決はできないということで、この話が 2011 年の何月かの市議会議員の中で中止なされたと。

もう 1 つ。先般、ことしの 4 月 1 日をもって宮城県東松島市においてタイケン学園の宮城県が開校されました。本当に立派な学校です。学校の前には非常に舗装された大きな通りも通っております。私実はあの宮城県に問い合わせたんですが、問い合わせても議会を通して視察しているわけではないですし、一個人としての問い合わせにはお答えできませんということだったものですから、新聞社等の記事も集めたりいろいろしたんですが、それは別として、そういうふうにならざるを得ないタイケン学園さんが、当地区に来るということはそのだけの効果を見込んでいる。村も見込んでいる、学園さんも見込んでいる。

そこでお伺いしたいのは、その効果がどうあったかということをお伺いしたいので、ぜひこのタイケン学園さんが先ほど同僚議員もお話いただいたように、交付税が 5,600 万円、30 年で 5,600 万円という数字が出て全員協議会で説明されている以上、この 5,600 万円がきちんと増額されたかどうか、これはやはり村民にこれがタイケン学園さんを誘致した結果ですということをはっきりお示しして、そうでないと来たタイケン学園さんも何だと、生徒が道路ばたの草をむしっていけばそれでいいのかという話になる。それと先ほども村長が申し上げたとおり、公平性、公平性ってきょう私、朝から 2 度聞きました。公平って何でしょうか。毎年聞いたことがあるんですね。使用料の公平性、公益。そうしたら利用者が使えば公平に取るのが当たり前ですよ。先ほど同僚議員が説明したように、駅の駐車場の件も公平に取れば、それは公平に取らなきゃいけないんですよ。ならば受益者負担の原則からいって、タイケン学園さんが当筑北村の体育施設を無料にする根拠もお伺いしたいですし、その編のところをお伺いしたいと思いますので、次の質問は自席にて伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） それでは交付税の効果額ということで答弁してまいりたいと思います。

議員ご承知のとおり、本年度までの人口減につきましては平成27年10月の国勢調査人口に基づき算定されております。一方、学校の開校は平成27年9月ということで、開校間もないところで、また当初は通信制高校ということもあり、国勢調査時点で村内に居住している方はいなかったという聞いています。したがって本年度までにつきましてはトイメン交付税の算入はされなかったと認識しているところでございます。

先ほど来、全協で5,600万円という説明があったということでございますが、その経過はちょっと私自身も把握はしてございませぬけれども、来年度からの話になりますが、本年度実施される国勢調査結果に基づき算定されるわけでございますが、学校の寮の建設ですとか、全日制に移行したことによりまして、現在、教員、生徒、その家族を含め43名の方が村内に居住していると聞いております。これを本年度の交付税算定ベースで計算いたしますと、人口で算定する区分1人当たり約33万円になりますので、年間1,400万円が交付税の基準財政需要額に算入されることが見込まれます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 今のご説明で、先ほど生徒数87名というお話の中で、43名がこの村に住所を移して、教員さんもいらっしゃる。43名さんがこの村に住んでいらっしゃるということですね。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 交付税、国勢調査の住所を有しているところ、加味して……常住しているところというところでございます。聞き取りによりまして43名の方が常住しているということで聞いております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 43名のうち、スポーツ部に所属なさっている生徒さんは何名ですか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） スポーツ部に所属しているというところは特に交付税には影響ないので、そこは把握してございませぬ。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） なぜそれを聞くかといったら、あなたさっきその経済効果が資料を私は存じませんか、そういう数字は見たことがないということは全協でこれ説明しているんですよ。それでその中の説明で、スポーツ部員は合宿所に、そして住所を移すと書いてある。書いたことはやはり検証してないといけないと先ほどから言っているわけです。その検証をしているんですよ。その数字を知らないというのは、おかしいではないですか。

○議長（待井安登議員） 勝田議員。最初の通告が、交付税の増加額ということですので、交付税算定についてはスポーツに入っているとか、あるいは入っていないとかという企画財政課長の答弁は住所を有して、その中で43名ですか、7名ですか、その人数が交付税の算定対象になるということですので、その辺についてご理解をいただければと。

6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 多分そういうお話もありますし、私もちょっとあまり数字の件で、ただ、今、1,400万円という形であっても、交付税がふえているということは喜ばしいことだと思うんですね。ただ、ですから先ほども冒頭にお話ししたとおり、やはり公平、公平とおっしゃるんでしたら、質問でもお願いしたとおり少しはタイケン学園さんに応分の負担といえますか、その辺のところをお願いしたらどうかという思いに達してこの質問をしているのは、この5年間、「ホットスポット」の当村の方針の中で、どうも自主財源がない、自主財源がない、自主財源がないということを企画財政課として書かれているものですから、ならば自主財源、ある方法があるではないかということをご提案したもので、これもまた言う議長からそれはと言われるかもしれませんが、ちょっと参考までに、とめてくださいね、もし暴走したら。

6月の定例会で村長に、ロコトレ教室の100円は取らないほうがいいんじゃないですかと言って、村長もそのとき、いや、それは取らないほうがいいねというようなお答えをいただいて、その次の全協で住民福祉課長から、今までどおりいただきます、そうしますと何のために検討いただいたか、検討という言葉を出されるたびに疑いたくなっちゃうんですよ。それなので具体的に事例を示して、説明をいただかないとということがあるものですから、それでお伺いしているんですね。

先ほどの関川議員も同じようなことを言いましたし、同じような質問が重ねても、それはそれで村民の方もしょうがないなと思っているのか、あきらめているのかわかりませんけれ

ども、ただ、自主財源が足りないならば自主財源をつくる政策を打つのが行政ではないかと思うんですね。そこでお願いしているわけです。その今、議長がおっしゃるように、何度これ聞いても同じことが出ますので、次にいきます。

240名も確保できない、この資料では260と書いてあるんですね、私の入手した資料では。平成30年異動人員、異動人員ですか、260人と書いてあるんですね。それでここに交付税の経済効果として5,680万円と書いてあるんですね。これ今、お答えいただいたとおり1,400万円ふえているんだとおっしゃるならばそれで結構でしょう。ただ、村長、ちょっとお伺いしたいんですが、どうして240名のうちの今、43名、それから生徒数が87、3分の1ですよ、大体。どうですか、誘致をなさった行政の長として、今、この現状をどう分析なさっているか、その辺のところをちょっとお伺いさせていただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） お答えをいたします。学校での定員は最大各学年80名、総数で240名としているところでありますが、この240名の制定は旧本城小学校の教室等の状況により決定したものでございます。現在、1年生26名、2年生32名、3年生29名、合計87名が在籍をしているということでございます。

学校では、県内広範囲にわたり学校職員が各中学校に直接出向いて、担当教員などと情報交換や学校PRを行うなど、精力的に生徒確保活動を実施しているとお聞きをしております。その成果もあり、南は阿智村、北は中野市などの中学校出身者が在籍をしております。

学校担当者によりますと、現在の高校進学は多様化しており、子供たちの選択の幅が非常に広がっているとともに、そもそも子供の数の減少により生徒確保には相当苦慮しているようですが、学校側では地域貢献の一助となるよう、今後も鋭意努力をするということでございます。

生徒確保のできない原因の見解につきましては、学校運営のこととなりますので、申し上げる立場ではございませんが、先ほども申し上げましたとおり、学校側も相当の努力をされております。この8日に柴岡理事長とモリヤマ氏が来庁されまして、次年度の生徒確保について話がございました。県内でも公立、それから私立ともに少子化が進む中、子供の学校も生徒確保が難しい中、理事長は全国各地から集めるように指示をいたしました。入学に向けてのさまざまな計画を作成していくということをおっしゃってございました。

最後に、多くの高校生がこの村に通学をし、勉強やスポーツをしっかりと学び、育っていただけることをご期待をするというところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 村長が言われるとおり、やはり村長自身が多分もうちょっと生徒がふえて、村長のお話のとおりこの村が活性化なされるということに非常に期待なさっていると思うんですね。それと私は村長、村長と責めるのではなくて、村長の施策の中でやはり多くの人がこれから今後の質問にもありますように、コロナ対策についても早い手を打ったり、いろんな施策について細やかに対応なさっていることも承知しております。しかしこのタイケン学園については、いろんなお話、いろんなうわさ、いろんなことがあるものですから、その辺のところをひとつ検証していただいて、ぜひ来ていただいてよかった、生徒さんも喜んだ、父兄さんも喜んだと、村民も喜んだという形の中で大いにタイケン学園さんが活動していただくことを願っているわけですが、先ほどから何べんもお話ししているとおり、来ていただいた以上、その成果を示さないと何でという話がついて回ると思うんですね。今、村長のお話の中で、少子高齢化という話がありましたけれども、少子高齢化は今、始まったわけではないですね。ですから先ほど冒頭にご説明したように、喜連川の市議会ではそれだけの人員が集まらないのではないかとということも懸念して、もうちょっと、もうちょっとという形の中で誘致を今現在、模索中だということなんですけれども、それからしますと2番目の質問になりますが、体育施設の無料ということも、これ大きな問題だと思うんですよ。

先ほどもちらっと言ったように、ロコトレ教室では100円をもらうと、それはウンテンだと。それからせんだって私も出ましたけれども、男のサロンというのが村の中で社協がやっています。そこも100円なんです。暑いですから皆さんお茶でも飲んでくださいと手渡されて、体操をして、中でも懇談がありましたけれども、そういう形の中なんですね。ですから公平性、平等といえはやはりタイケン学園さんは村営ではないわけですね。学校法人ですよ。学校法人というのは、授業料もすべていただいているし、法人ですから税金も納めなきゃいけない。

そこで協定書の中に、施設は無料という形が書いてあるんですが、これ体育施設を管理している教育長、教育委員会として、その無料にする根拠についてちょっとお伺いしたいんですが、教育長、よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（宮下敏彦） 何度も……ありませんが、関川議員からも説明があったんですが、協定書に基づいた部分の中で、今、キャッチコピーでやっています「筑北村をスポーツで元気

に」ということと、当初から平成25～26年からありました県の制作しています、やはりスポーツで長野県を元気にしようということの部分で、地域型総合型スポーツクラブというものも推進してまいりましたが、そういった中で非常に指導者もいなかったということの中で、そういったことでウェルネス高校が来た中で、これも応援していきましょうということで立ち上げることができました。

そういったことの中で、当時の議員の皆様とも先ほど数字的なことも審議をしていただいたり、やはり一番は、ちょっとゴイずれてしまうんですが、今の旧筑北小学校が跡地利用をどうしようということで、非常にいろんな面で職員のほう頑張っていますが、当時の本城村の部分ですね。やはり大切なことは保育園も小学校もなくなってしまう、こういった寂れてしまうところをどうにかしていかなきゃいけないというような、村民の声もやはり多くありました。やはりそういったことも考えながら、誘致をした部分もやはり大事にしながら考えていかなきゃいけないということの中で、当時の住民の皆さん、地域の皆さんもそういったことの中でご理解をしていただいて、今日に至っているということの中で、無料についても5年経過して、甲乙、要する両方とも特に瑕疵がなかったものですから、現在に至って無料になっているというようなことであります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） そんな中で、そんな中で、そんな中で決定されたんですね。でも、そんな中で協定書に、協定書で書いてあるんですね。9条と10条を用いると。9条、10条、7条に書いてあることは、体育施設設置条例7条に書いてあることは、体育施設の利用する者は教育委員会に使用の許可を求めなければならない。そして減免を求める者は第9条において教育長の許可をもらわなければならない、そういうことが条例の適用で書いてあるんですけれども、私、ちょっとその辺のところでは協定書の内容を見ますと、協定書の中で第8条、施設使用料でただし書がございまして、イベント大会等企画の場合は筑北村体育施設設置条例9条及び10条の規定により、使用料を徴収するとあるが、無料の大会スウは100分の50なんですね。これだから取る、もらうということじゃないんですかね。私のこれ勘違いですか。これ大会はだれやるんです、だれがやった大会で、だれが使うと減免になったり無料になっているんですか。その辺をちょっと伺いたいんですが。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（宮下敏彦） 基本的な話をさせてもらいますが、ここに書いてあるイベント的なもの

のについては、要するにウェルネス高校、そういったことが主体的ではなくて、それぞれの何ていうんですか、協賛金でやってイベント的、要するにお祭りの部分も踏まえて、大会を行うというものについては取るということであって、今のところそういったイベント的な部分についても実例は実際にはありません。

そういった中で、先ほども申し上げましたけれども、これは政策的な部分もかなりある中で、条例的には最終的には村長が認めるものという部分はやはり政策的な部分で無料ということで、特に要するに免除、減免の部分についてはウェルネス高校と特に申請を上げて、その都度許可をしているというような実例也没有ありません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） これをまた聞いていると、長々とお説明していただくことになっちゃいますので、ただ、今、私が聞いたのは、この根拠を聞いたわけで、それが法律上であるのか、それとも教育委員長としての責務でそれを許可しているのかということの答えをいただきたかったんですが、とにかくタイケン学園さんが来て、この村の活性に寄与しているんだから、そのぐらいのことはいいじゃないかというような、そんなような話の中で無料にしているようにしか聞こえないんですが、次の時間もありますので、次の質問に移ります。

3番目のコロナ禍における臨時交付金の活用についてですが、最初にコロナ禍における臨時交付金の活用についてということも、せんだって村長のほうから先ほどの質問の中でも2億5,000万円の中の6,000万円近い金がそういうことで使えるので、ぜひ議員の皆さんも考えていただけないかというお話もありましたものですから、私、一生懸命考えまして、村の中でお伺いしてもいろんなことでやっぱり交通弱者といいますか、自分の行動の、自分の体力を信じられないといいますか、本当に弱った人がいらっしゃるんですね。そこで今回その中で、もう決まった入浴券10枚を配るというようなお話もあって、早速そういうことも村も考えているし、……皆さんの健康も考えているんだという話の中で、10枚配られても行く体力がないんだと。10枚配られてとくら温泉に行って、デマンドで行ったけれど帰りは歩いてきたんでは汗だけで、あの坂を上ってきたら息が切れて、これでは行かなかったほうがよかったというようなこともありますし、そこでせっかくそういう施策を打ち出していただいたら、やはりそのことに関して足をつけていただくこともいいんじゃないかということで、コロナ禍におけるシニアカー50台、台数は別としてもそういうところにお金を使っただけないかということをご提案申し上げるわけですが、その件についてはいかがでしょうか、

お答えいただけますか。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（滝澤昭文） それではお答えいたします。シニアカーにつきましては、平成30年度に高齢者を対象とした購入補助金導入制度について検討した経過がございます。その時点では最終的にその導入を見送ったわけですが、その一番の理由は安全性が十分に担保されないというものです。シニアカーは道路交通法では歩行者とみなされますが、歩道が十分に整備されていないことや、わずかな段差で転倒する可能性があります。また急な坂や雪が降ったら使用できなくなるといったデメリットもあります。新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金によるシニアカーの購入は、高齢者の貸し出しをというふうに解釈しておりますが、ただいま申しました安全性の問題や保険の加入などの課題もありますので、現在のところこの交付金活用による導入は考えておりません。

ただ、今、議員ご指摘、ご発言のとおりシニアカーについては外出の利便性が図られる、自立した生活が送られるなどのメリットもありますので、個人での購入の補助制度については今後また再度検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 本当に今、課長がおっしゃるように、検討していただいて、ぜひ、こう言うと怒られるかもしれませんが、シニアカーを使った方がシニアカーを使えなくなったときに、物置にそのまま放置されるんですね。これどこの地域でもそういうことが現象が、しているんですよ。ですからそこをもう一歩突っ込んでいただいて、安全性もあります、メーカーさんも非常に安全性にこだわって製作しています。ですからそこを、僕は東京にいたときもやったんですが、リースレンタルという発想を持ちました。皆さんが使う、使い終わった人が次の人に使わす。そういうことを行政としてもその辺の方針を打ち出してもらおうと使えるのではないかなと思いますので、本当にお考えいただいているのはよくわかりましたので、ぜひ今後も検討していただいて、導入の方向にお願いします。

次、コロナ禍における通学、運動不足ということで、JRの通学を考えたらどうだということでご提案申し上げるわけですが、最近JRさんが篠ノ井線のこう言うと怒られるかもしれませんが飛ばしといいますか、駅を各駅停車にしないで、1つ置きにしようではないとか、西条にとまったら坂北にとまらないで行こうではないとか、午後の便は坂北にとまらないで、もう1つ飛ばしていこうではないかという話も聞こえてきておりますが、

そこで以前村長は小学生とか、学校の生徒、小学生とはいいいせんでしたけれども、学校の生徒に篠ノ井線の利用で通学させたらどうだということをお話しした記憶があるんですが、そこでご提案なんですけれども、毎日毎日という形でなくてもいいんですが、やはり学校関係者の方から伺いますと、非常にドア・ツー・ドアの通学で、体力が非常に落ちているんじゃないかということが懸念されるというお話を伺いまして、それならば、あ、これは教育委員会の中で十分にもんでいただければよろしいんですが、通学の全日とは言いませんけれども、その中でそういう通学にＪＲを使っていただくことによって、その費用を交付金の中から少しでも補助することによって、生徒さんも電車に乗るといような、これ小学生ですよ。電車に乗るといようなご経験もなさいますし、それから電車の中のコミュニケーションがありますし、時間を守るという、そういう教育にもつながると思うんですが、ちょっと教育長でも村長でもいいんですが、その辺の考え方をお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（宮下敏彦） ご提案ありがとうございます。まず原稿はあるんですが、まず時間がないという部分もありますので、端的にお答えしますが、今のご質問とすると一時的とかいような部分もあるんですが、まず通学路指定という部分があって、特に駅、今、各バスで行きますので、停留所へ通学路ということの中で指定をさせていただいております。それが変わることで、それから学校統合でもともとですが、先ほどドア・ツー・ドアという話もあったんですが、ドア・ツー・ドアをやるためにバス停をふやしてほしいということで、それをかなり減らしたわけで、そういうことの中で保護者のほうから非常にもっとふやしてほしいという部分もあった中で、そういった保護者との部分の協議の中で、最終的にはバス通ということを選択になりました。

そういった中で、一時的であってもいろいろ、できないことはないと思うんですが、一時的にやるということに対して、いろいろの中で説明をしていったり、理解をしていったり、そういった部分もいろいろの中で事務的にやっていかなきゃいけないものですから、ご提案は非常にいいことかと思うんですが、実際にやるということになるといろいろな部分がありまして、保護者の考え方もありますので、ご提案は非常にありがたいと思いますし、教育委員会の……ご提案あった部分についてはしっかりお伝え申し上げまして、教育委員の皆さんの意見もお聞きをしていければと思っています。

以上です。

○議長（待井安登議員） ６番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 今、教育長のおっしゃるとおり、できることもあればできないこともある。ただ、子供の教育のことですから、ぜひ保護者も交えて1度ご検討いただければ幸いと思いますが、よろしくお願いいたします。

次の3番目の小学校跡地利用について、テレワークということでご提案させてもらうわけですが、今、跡地利用をこの間、全協でもご説明いただきました。全国の中で廃校になる学校が相当数あるんですね。その中で成功例ってほんの一握りなんです。だけれど今、世の中の流れでコロナ禍を踏まえますと、テレワークという、そういう第3次的な電波の利用といいますか、そういうことを考えますと、あの学校の空間、教室というのはちょうどそのテレワークに適した広さだそうです。そして全国でそういう活用の方角も考えていらっしゃるということ。

それともう1つは、せんだって皆さんもご承知のとおりパソナさん、4,700名が淡路島に本社機能を移すと。あれはなぜかといったらパソコンで画面で見ながら会議ができるし、重要な書類はそこでも打って、すぐ送れると。せんだっての菅官房長官が内閣総理大臣になるときに、これは進めなきゃならない方策だろうとおっしゃっていました。ですからその辺のところのことを十分にご理解いただいて、ぜひこの推進をしていただきたいということをお願いして、これはお願いするだけで、次の質問に移ります。

4番目の働き方改革、協力隊の地方創生交付金の活用について。せんだってどなたかがご質問したら、年間に4日しか動いていないキッチンカーがきちんと片づけられていると。年間4日稼働のために車庫があって、車検も受けて、やはりそれだけの費用がかかると。先ほどから言いますように、費用対効果から考えれば全く効果を生まない車両を導入してしまったことも事実なわけで、そこで考えていただきたいのは、協力隊の方の中で地方に住んでひとつ事業を起こしたい、または民泊もやりたい、何をやりたいという方が今、言ったとおりこのコロナ禍でふえたそうです。今までの総務省の調査によりますと、65歳以上が地方に移住を希望していると。最近の調査では20代から30代、40代の方が多くなっていると。それは自分の人生の中でどこで過ごすことが一番幸せかということを考えますと、はっきり申し上げて65歳まで定年まで働いて、企業戦士としてやってきた時代が終わって、その中で何とか生活してきて老後ぐらいはという形の中で考えますと、地方へ行って働きたいということはいくつとあると思います。

ですからキッチンカーの活用について、もうちょっと具体的に協力隊を募集するならば調理師免許を持ったり、あの車で営業をして生活の糧が少しでもという形の中で採用を検討し

てはいかがかということをご提案申し上げているんですが、その辺のところをちょっとお考えをお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） それではお答えいたします。キッチンカーについて、専従の協力隊を募集したらいかがかというご提案、ご質問かと思いますが、キッチンカーにつきましては、筑北村の特産品の販売やPR及び地域活性化のための活動を支援する目的で、平成28年度に整備したところでございます。村のPRや地域の活性化のための活動は、観光課地域起こし協力隊が多角的な視点、新しいアイデアや手段により取り組んでいるところでございます。

キッチンカーは先ほども申し上げました目的を達成するための手段の1つでありまして、キッチンカー専従という地域おこし協力隊の配属を行うことは現在、予定しておりません。しかしながらキッチンカーにつきましては、村内在住の方で一定要件を満たしておれば貸し出しすることは可能でございますので、先ほど議員おっしゃっていただきましたそういった皆様方で活用できるという条件がクリアできれば、いつでもお貸しすることは可能でございます。それによりまして観光課、温泉施設、産業課等と連携をしていただく中で、直売所や意欲のある団体、農家等への利用など、広い範囲で利用が促進できればというふうに考えているところでございます。

なおキッチンカーの利用実績ですが、先ほど4回というお話がございましたが、令和元年度につきましては年間で5回でございます。令和2年度につきましては、本年度ですが、現在のところ10回ほど本年度については貸し出しをしているという状況でございます。知名度はまだまだ低いわけでございますが、使いたいという方が村内におられるということは事実でございますので、そういった皆様方に有効的に活用していただければと思っているところで

以上です。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） そうですね、ぜひ総務課長がおっしゃるように、協力隊に限らずこのキッチンカーの有効利用をぜひぜひ全庁挙げてご検討の上、活躍していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと協力隊の移住者、空き家活用促進の活動についてです。簡単に申し上げますと、総務省が地域おこし協力隊という名前をつけたのは、地域をおこしていただきたい、そしてその村に住んでいただきたいということが第一主眼だと思うんですね。そこでせんだってご質

問したときに、村長はこの村のちっちゃいところで新しいそういう移住者専従のような課とか係とかつけれないと。ならば総務省が言っていることのように、地域おこし協力に採用しているわけですから、その人たちを何も各課に分散しなくても1つのそういうチームとしてご活躍いただいたらいかがかというご提案なんですが、この件についていかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（久保村公雄） 全協力隊員によるプロジェクトということでございますけれども、現職の協力隊、それぞれ一定のミッションを付しての募集、採用をしております。与えられたミッション以外に課をまたいで移住促進、空き家活用のプロジェクトチームといった活動に従事することは難しいと考えますし、協力隊の理解も得られないのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 6番、勝田議員。

○6番（勝田 昇議員） 協力隊の理解も得られない、そういう協力隊のお仕事についての制約があるならば、その制約をとってでも、総務省にかけ合っても、うちの村は人口が900人以上減っているんだと、それでなおかつ協力隊も協力をいただいているんだということであればぜひ、時間がないというようなことを言いそうなので終わりますけれども、検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で6番議員の一般質問は終了しました。

途中でございますが、ただいまから暫時休憩といたします。再開は午後1時ちょうどです。それでは休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 前 山 健 治 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 6、1、筑北スマートインター事業の進捗状況について、2、国道143号新青木トンネルの進捗状況について。7番、前山健治議員。

7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） 7番、前山です。

9月定例会一般質問に当たり、私は1つとして、筑北スマートインター事業の進捗状況について、2つとして、国道143号新青木トンネルの進捗状況について、この2点について質問したいと思います。

最初に、筑北スマートインター事業の進捗状況についてということで質問をいたします。

令和元年12月議会全員協議会において、スマートインター事業の工程表の説明がありました。一部変更等の説明があったわけですが、令和2年、今日までの進捗状況をお尋ねいたします。建設課長にお願いをします。

以下、質問については質問席のほうで質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ご質問のスマートインターチェンジ事業の進捗状況について、ご説明させていただきます。

昨年12月の議会全員協議会におきまして、一部変更計画及び工程等をご説明させていただきました。その直後には住民説明会も開催したところでございます。現在はネクスコ東日本で詳細設計を進めております。新型コロナウイルス感染拡大防止のため詳細設計を受託しました会社において在宅勤務等に変更されたため、作業効率が半減し、当初予定より期間が延びている式でございます。

それに伴いまして今年度村で実施します用地測量業務、物件補償算定業務、保安林解除、河川協議に若干のおくれが生じてきているところではございます。当初10月までに物件補償の契約や用地取得を予定しておりましたが、これらは12月ころまでかかる見込みでございます。

村が発注している委託業務については、数カ月のおくれでございますので、何とか年度内には完了する見込みでございます。

各種協議でございますが、特に保安林解除につきましては、年度内に解除することが難し

くなっております。ただし保安林対象区域の工事予定時期につきましては、令和4年度ということになるため、全体工程にはほぼ問題がないというふうに考えております。

国道403号のつけかえにつきましては、8月末で出来高をとり、現在、積算中でございます。特に大幅なおくれはございませんが、南側のり面につきまして現場精査の結果、一部のり枠工法ということで変更いたしました、ほぼおおむねどおり進んでおるところでございます。403の完成につきましては令和3年3月の完成を目指しておるところでございます。

また、高速本線側の工事についてであります、ネクスコ東日本では当初令和3年1月からの乗り込みを見込んでおりましたけれども、設計のおくれから来年4月ころからの着手になる予定とのことでございます。

当事業の進捗につきましては、村とネクスコ東日本との連携調整が非常に重要となっておりますので、ネクスコ東日本の管理課、工事担当課の各課と毎月1度の調整会議を行っており、当初予定どおり令和5年3月の供用開始を目指して進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） 今、建設課長のほうから概要の説明があったわけですが、今、お聞きをすると若干のおくれがあるということですが、完成年度の令和4年度中には支障がないだろうというような答弁だったかと思いますが、その中で測量設計がこれ当初予定でいけば今年度の来月ころにはもう、できるというようなことだった、これも多少今、おくらしているということに解釈をしましたけれども、一番はこのときに用地の買収についてはこの9月から10月までには完了するということに理解をしていたわけですが、これについて、もう買収がすべて終わっているのかどうか。これは村のほうの中へ入ってやるというようなことを聞いておりますので、わかるかと思しますので、そのご答弁をお願いすることと、それからこれ大型事業でございまして、一応もう事業に着手をしているわけですが、今、新型コロナウイルスの感染の発生に伴いというようなこともあって、国としても財政が厳しいというようなことの中で、こういうことが今のスマートインター事業について影響があるのかどうかということもちょっと質問したいと思しますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

それからまとめてお伺いをいたしますが、403号のつけかえ工事が非常にスムーズにいつているかなと、あそこを通るたびに大体道筋が見えてきたり、それから道のかたが見えてきておりますので、その中で将来的に供用をするまでに、ちょうど新しい道路ができて、今、右側に里山というか山がありますね。あの山が供用開始までに整備をされて、環境をよくし

ていただいてということは計画には入って、あのままの状態ということをお聞きしておりますけれども、あの山について環境をよくして里山整備を兼ねてなだらかな山で、村の花でもありますツツジのようなものを植栽して、環境をよくしたらどうかなというように考えておりますが、その点を含めてご答弁をいただければと思います。お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） それでは、ただいまの用地買収の状況でございますけれども、用地買収につきましては先月の4日、5日だったかと思っておりますけれども、関係地権者の方と用地立ち会い、境界確認等していただいております。それをもとに今現在、つぶれ地面積の計算をしておりますのでございます。これはネクスコ買収分も含めてということでございます。それに伴いまして、今、不動産鑑定の方もネクスコ東日本のほうで進めております。その結果が出次第、また村の買収分についてはそちらのデータを活用しまして、また村としても不動産鑑定をかけてまいります。その結果が出てからの買収ということになりますので、先ほどご説明しましたとおり調印というタイミングは12月ころまでちょっとずれ込むかなと。極力早めに11月中にはとは思っておりますけれども、安全、見ますと12月ころまでちょっとずれ込んでしまうかなとは思っておりますけれども、そんな予定でございます。

それから2つ目の新型コロナウイルス感染の影響ということでございますが、これも先ほどお話ししましたとおり、詳細設計の部分で若干おくれがあるというところで、各種申請業務の根拠となる部分について若干のおくれはございますけれども、今後の進め方といいますか、工事のやり方等にもなりますけれども、極力ネクスコとも話をする中では当初予定どおりいくんだということで進めてまいりたいというふうに東日本のほうとも話をして、今現在、進めているところでございます。

ですので若干コロナの蔓延状況にもよりますけれども、これで建設業のほうがとまってしまいか、そういう事態に陥ると当然おくれってくる要素になるかと思っておりますけれども、今の段階では令和5年3月、とにかくこれを目標としているところは間違いございません。

それから3つ目でございます。403号の恐らく残地となる部分のことかと思っておりますけれども、残地となる部分というのはそんなに残らないんですけれども、そこについては個人の方の土地ということで、すべて村という状況であれば議員ご提案のとおり環境整備というようなことも行く行く考えていかれるかとも思っておりますけれども、中には個人の土地が残っておりますので、その部分についてはちょっと村のほうでということもできませんので、今現在のところ特に計画はございませんし、極力経費も抑えるという中ではそのような計画がないと

いうことでございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） 今、3つばかり質問をしたわけですが、その中で今の状況であれば令和5年の3月、令和4年中と年度内を目標にしていることにおいては変わりがないというご答弁でございましたので、なかなか大変だと思いますけれども、建設課も中へ一緒に入って、当初の目的の早くということにぜひご尽力をお願いしたいと思います。

それから今の環境整備ですが、あそこの個人林だというようなこともあります、ちょうどつけかえになって今度あそこへ今の旧の国道のほうへあそこが、なったときに、あそこがぽつんと残るというような感じに見えますので、供用開始まで結構です、また個人林等のことも村が中へ入って、あそこの環境整備もできれば、ちょうどミタラシのほうがいづらか見えるかなというようなことも思いますので、供用開始までにぜひそんなことも頭の中に入れながら進めていただければありがたいかなというように思って質問をしたところでございます。

そんなことで質問をするに当たって、今、大筋順調に進んでいるという解釈でございますが、ちょっと村長にお伺いしたいんですが、あそこが残るところの里山が村有地でないということでございますので、環境をよくするために、またスマートインターがよりいい道路になるために、あそこのところをぜひ供用までに整備をしていただきたいというように思いますが、村長、見通しとすればどうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） まだ私もはっきりした図面を見ていないんですが、どの程度残るかということはまだ未定でございます。そういう中で、もう少したつと用地買収をしてやると自然にそのことも出てきますので、その時点で考えたいと思っております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） そんなことで、またこれから多少なりともきちっとした設計図できて、また全協の折にその様子を見せていただいて、まず念願でありますところのスマートインターが令和5年の4月、令和4年度中に完成することをお願いをして、次の質問に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

2番目の国道143号の新青木トンネルの進捗状況ということでございます。

昨年といいますか、12月の議会の一般質問においても質問をした覚えがあるわけですが、地質調査が終わらなければ着工年度、あるいは完成年度の目途も立たないというよう
なご答弁であったかと思いますが、令和元年度中に地質調査を最初の説明では終わるという
ことで、今2年度ですので、そんなことで今の状況はどうかということをお聞きしたい
と思いますが、これも建設課長にお伺いしたいと思いますが、お願いをいたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） それではまず進捗状況からお答えをしたいと思います。本計画にお
きましては、筑北村から青木村へのトンネルにつきましては上田建設事務所が事業主体とな
っております。また松本市からのトンネルと明かり部、県道河鹿沢西条停車場線との交差点
部分までについては、松本建設事務所がそれぞれ事業主体となり、最善ルートと工法を検討
する上で現在、地質調査、環境調査、それから水文調査等を実施しております。

特に地元の大沢地籍の皆様には絶大なるご理解をいただき、調査及び測量等にご協力をい
ただいており、大変感謝申し上げる次第でございます。

今後はトンネルを初めとします道路の詳細設計を行っていく予定とお聞きしております。
また着工年度、完成年度につきましては、現在のところ各調査を実施中であると、これらを
反映させた設計を今後実施し、進捗を図りたいとの回答でございますので、ご了解願えれば
と思います。

村といたしましては、これからの調査の結果、地域への影響も極力最小限となるようルー
トと工法を十分検討していただいた上で、着工願いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） 元年度中に地質調査が終わっているのかどうかということで、今の
答弁ですと2年度から設計に入って着工したいということで、今2年度ですが、今年度の2
年度の、来年の3月までに着工の状況になるのかどうか、まず1点。

それから東筑の議員大会にも筑北村の要望事項として県道青木トンネルの要望もしてある
わけですが、元年度の県のほうの答弁は、青木峠バイパスについては元年度から交付金事業
に着手したところですが、元年度は地形の測量、地質調査を実施し、早期完成に向けて事業の
進捗を図ってまいりたいということが東筑の議員大会の、この間資料をいただきましたが、
各地域の議長さんが昨年の11月ごろかと思いますが、県のほうへ要望に行って、県のほうの
答弁であったと思います。

また、県道河鹿沢線については、今後も整備の手法などを検討してまいりたいというのが県のほうの昨年までの答弁はそういうことであったわけですが、具体的にどことどこで、どのところを拡幅するとかというようなことを村として要望している中で、実現の可能性はあるのかどうかというようなこともちょっと建設課長にお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 着工の時期でございますけれども、これについてはまだまだ今の調査結果だけではお答えできる段階ではないということでございます。地質調査につきましても、弾性波調査ということで今年度実施をしておるといふふうにお聞きをしております。それを踏まえての詳細設計にこれから入っていくということでございますので、先ごろの議員大会での説明のとおりかと思われます。

また、青木バイパスの交付金事業化ということで、昨年度より事業化がされたということで、その交付金を活用しましてあらゆる調査をしまして、地域への影響も極力最小限となるよう最善のルートと工法を検討するというところで、現在まだまだ調査中ということでございますので、いつの着工ということはまだまだ明言できる段階ではないというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） 2年度から事業に着手をしたいというような一時話もあったわけですが、今の課長の答弁ではまだ具体的にはなっていないということなんですが、この中には議員連盟でも立ち上げましたし、それから期成同盟会、松本の市長が会長であるわけですが、その中で要するに筑北村の理事者、村長も副会長というような立場だと思いますが、たまたまこのコロナ禍の中で期成同盟会の総会等も文書議決というようなことで、そういう機会もなかったかと思いますが、私はもう着工したら完成年度の目標もぜひ早急に立てただいてということをお願いしているわけです。

その中で1つ、やはり三才山トンネルが無料化をされたというようなことの中と、今の青木トンネルの新しいトンネルができますと、今、三才山のトンネルのほうはあそこ鹿教湯の上の辺はうんとすべるわけですね、冬の冬期間には。それでこっちのほうの道路を早く待望的に待っている人もいますかと思いますが、いろんなことの中でこれ経済効果は大きいかな、特にこの筑北村においても経済的に上田方面、あるいは新幹線を利用するにおいても、非常

に重要な路線かなというように認識をしております。

そんなことの中で、たまたま私、この前の質問のときに7年後には長野県松本が主会場になって国体が来ると。完成年度を何とかそれにやるような運動をしたらどうかということを提案したわけですが、たまたまこのコロナウイルスの関係で国体が1年延びました。それで8年の猶予があるわけですので、おおむねバイパス、トンネルが事業着手するときにおおむね10年くらいはかかるだろうというような議員連盟の総会等でもお話がございました。それをぜひなるべく早めて、一番の目標であるところの国体までに何とか事業が完成できないかということを筑北村も提案したり、あるいは議員連盟、また期成同盟会等のほうへ働きをかけて、県のほうへ要望したらどうかというように考えますが、その点どうでしょうか。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 国体開催までのトンネル完成をというご質問でございますが、2027年の国体第82回大会は長野県とする内々定であります。新型コロナウイルス感染拡大の関係で、今年度開催が先送りになっております。この国体開催までにバイパス完成ができるように同盟会で村として早期完成の提案をとのことでございますが、村でも早期完成は願うところでもありますので、同盟会、幹事会の折にもその旨お願いしてまいりたいと考えております。

また、当村でも国道143号と青木峠新トンネル建設促進議員連盟もございますので、こちらからもバイパス整備の促進の働きかけをお願いできれば幸いというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 7番、前山議員。

○7番（前山健治議員） 建設課長にいろんな質問をしたわけですが、やはりこれは道路はやっぱり生活する上においての生命線でございます。そんなことでやはり今の筑北村の課題とすればやっぱりスマートインター、それから143の青木トンネルということがこれからの若い人たちがここに定住したり、またここから通勤をしたりしていく上において、非常に十代事業かというように認識をしております。そんなことでそれぞれ立場の建設課の皆さん、また村の理事者、村長等大変だと思いますけれども、ぜひ一日も早い念願の道路が完成することを願って、私の9月の定例会の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（待井安登議員） 以上で7番議員の一般質問は終了しました。

◇ 小 山 正 博 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 7、1、新型コロナウイルス禍への対応について、2、麻績村との連携・協同について。8番、小山正博議員。

8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 8番、小山正博です。

9月定例議会一般質問をいたします。先ほど議長が読み上げていただいたので、それにとつて質問させていただきます。

1番として、コロナウイルス禍の対応について。

コロナ禍の地方創生臨時交付金が交付されております。その中の1つとして、プレミアム商品券が発行されております。50%のプレミアがつくということで、非常に有利な商品券であります。そして村として1人当たり2万円、2万円の券を買うと3万円の買い物ができるということで、計算しますと対象者が4,366人掛ける3万円ということで、村において最大1億3,000万円の効果があるという試算がされておりますが、済みません、1億3,000万円です、言い間違えました。の効果があるとされておりますが、現状の売れ状況をお尋ねします。

以下は質問席にて対応させていただきます。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それではお答えいたします。8月7日から販売を開始しましたプレミアム付商品券ですが、9月8日現在の販売状況ですが、購入者数2,534人、販売冊数4,942冊、販売金額4,942万円、全体の約57%の方が購入されております。また取り扱い店より換金請求、使用のあったものですが、全体で2,800万円となっております。

今後の見通しにつきましては、商品券購入に伴う一時的な家計への負担等も考慮し、購入期間を12月28日までと長めに設定しているため、家族分を分割し、計画的に購入している方も多い状況です。購入期間が長いため、先の見通しを現在で把握することが難しい状況ではありますが、村民の皆様からはこの販売方法につきまして、よかったとの意見をちょうだいしております。

今後は早めに購入を促すとともに、特に高齢の皆様ですが、プレミアム付商品券のことを知らずに購入ができなかったということがないよう、村内へ周知をしていきたいと考えております。すべての村民の皆様にご購入いただくよう努めていきたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 57%という数字が現時点において多いのか少ないか私はちょっと判断ができませんが、ただ、村の経済に与える影響としてぜひ課長もおっしゃっておられましたけれど、利用をしていただきたいということと、確かに私の知り合いでも高齢者の方、知らないということと、我々というか、買い物をよくするものにとっては2万円で3万円の価値があるということは非常にメリットがあるように感じられますけれども、ただ、村内等で買い物をされない方においては全く興味がないという方もおられますので、この人たちの利用を促進を進めるという意味で質問をさせていただきました。

村の経済にとっても非常にメリットがあるので、ぜひ再度の利用促進、PRのほうをお願いしたいと思います。

もう1つ、私の提案としては先ほども大学生、家から通う大学生等への支援云々という話がありましたけれども、こういうといいますか、もし予算としては村の予算として4,364人分の券は用意されておるんですけれども、100%使っていただければいいんですが、それ余ったというか、利用されない場合は権利として希望者といいますか、そういう学生さんをお持ちになるご家庭への配布等も考えたかどうかということをお私、考えましたが、この件に関してはどのように考えるか、ご回答のほうをお願いします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） プレミアム付商品券の販売が、券の販売ですが、12月28日までということで、長い時間、先ほども申し上げましたとおり時間をとっております。使える期限が1月末で精算という形になります。今、担当課では基本的には、もう大勢の人に買っていただく努力をするという考えでありまして、最終的に今の段階でどのくらい残るかということが読めない、見通しが立っておりません。

また、その残ったものをでは例えば高齢者とか子育て世代とか、学生がある世帯への配布ということも考えられなくはないんですけれども、日数的な部分で相当そのハードルは厳しいと思っていますので、もしそれを行うのであれば臨時交付金の第3次とかそういったもので新たに事業化するほうが効果的なのかなというふうには考えておりますが、そういった支援についてはこれは観光課ばかりではなくて、住民福祉課との調整等も必要になりますので、また検討が必要になるのかなというふうには私は考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 全くだめだという答えでなくてよかったと、検討のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、2番目の質問なんですけれども、8月28日の新聞を見ますと県内の解雇、雇いどめ等の労働者が1,109人という報道がなされております。個人情報等もあって確認は難しいんですけれども、それぞれ個人等への給付金10万円は皆様にお配りしたということで理解はしておりますけれども、非正規労働者、パートタイムさん等の人たちに対しては非常にこの状況の中では厳しい状態が続いておりますので、個人の支援策の拡充、それを含めて村として雇用の確保、ソシトウの考え方はあるのか、お聞きします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（滝澤昭文） 解雇、雇いどめで辞職に追い込まれた住民につきましては、村のほうでは数は把握しておりません。ハローワークへも照会しましたが、自治体ごとの数は公表していないということです。

支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響により職を失った方が新しい仕事につけるよう地元の求人情報を紹介する相談窓口を開設する自治体があることは承知しておりますが、本村の場合、雇用の場と量が限られていることから、相談窓口の開設などの支援を行っておりません。

また、自治体によっては行政で仕事をつくって、会計年度任用職員のような形で雇用するということもあるようですが、現在、村のほうではそれは行っておりません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） おっしゃるとおり非常に臨時的な雇用は難しいということはわかります。私、何でこんなことを発言したかといいますと、小学校、保育園等へ除菌のお手伝いということでボランティアを募集されて、2カ月、3カ月たっておりますが、先生たちの負担等もあるということで、そういうことならば臨時的に、そういう人たちという言い方はないんですけれども、そういうことも臨時給付金等を使用して雇用の促進ということも考えられないかなという思いがありまして、この発言をいたしました。それを含めて、検討のほうをお願いします。

コロナ禍ということで学校が休みになって、現在は夏休み等も短縮された中、再開されて

おります。心配されるのはだいぶ子供たちの統合ということで新しい学校にもなれてきたか
と思いますけれども、我々住民の方から心配の声を聞くのは、授業時間が当然これ少なくて、
夏休み等も短くすることによって補完はしておりますけれども、相当教員の皆さんへの負担
が多いということなんですけれども、この点についてはどのような状況なのか、お尋ね
します。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（宮下敏彦） それではお答えします。授業時数の不足の解消につきましては、夏休
みの短縮、行事の精選、日課表の見直し等を行い、授業時間数を確保し、不足数の解消を図
っています。1学期末の段階では、小学校は約70%、中学校は約90%不足数が解消されてい
ます。また10月末までには長期にわたる臨時休業等がない限り、すべて授業時間数の不足数
は解消される予定です。

学力格差等への不安解消につきましては、学校と子供サポートセンターと連携して、授業
のユニバーサルデザイン化、これはすべての子供が楽しくわかる、できるを目指して工夫、
配慮をより一層進めるとともに、1人ひとりに応じた学習支援を行っています。

具体的には補充授業を行う、あるいは担任のほかに補助員が入って指導を手厚くするなど
の対応をしています。そのためには今いる教員のほかに、教員資格等を持っている方の人手
が必要となり、その確保に苦慮しましたが、国、県による学習指導員追加配置事業を活用す
ることにより、補充授業のための指導員を小・中学校1名ずつ、学習指導員補助員として小
学校1名、中学校3名を配置し、小学校では319時間、中学校では229時間の追加指導を今月
からスタートしました。その分の人件費はすべて県より支出されますが、約120万円の事業費
となります。

一方、コロナ禍での心のケアが重要であり、臨時休業明けの6月には県から配信された新
型コロナウイルス対応の心と体チェック表を活用し、個別面談の機会を設け、こどもサポー
トセンターと連携して子供の不安に対応しているところであります。

教職員の負担解消への対応につきましては、授業、学習面では先ほどの学習指導員追加配
置事業により、先生方のサポートに入りますし、消毒作業の部分では学校応援団や保護者の
方による支援のほか、スクールサポートスタッフとして養護助教諭を1名追加いたしました。

そのほかコロナ禍ではありませんが、日常的に教育委員会事務局による学校業務サポート、
授業や生活指導等のサポートや教職員の教育相談等、心の支援も行っているところでありま
す。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況に応じまして、その時々が発生する課題に対して学校への支援を行っていききたいと予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） ただいまの回答を聞いて安心しました。一応小学校においては70%、中学校においては90%まで授業が達成されたということで、それも補完するという対策がとられるというゴショクデありますので、安心しました。

それとあわせて、今後、今のところは休校ということはないんですけれども、他地区では3次対策といいますか、という地域がありますので、ここもいつそういう状況になるかわからない状況であります。そうしたときに学校へ行かないで自宅で授業等を受けるということで、その準備は、GIGAスクール等の準備は進んでおるとは思いますけれども、その点について仮に休校等の措置になったときの対応についてお尋ねします。

○議長（待井安登議員） 教育長。

○教育長（宮下敏彦） まず全国的に休校という部分は今、国の方針等も踏まえてない状況です。ただ、学校自体で保護者や生徒・児童が発生した場合は3日間とか、5日間、その状況によって休校となりますが、それ以上の大きな長期間の休業はないかなと思っています。

そんな中で、あと冬休み、春休み等がありますし、そういった時数の中でその都度の中での対応をしていければと思っています。

ただ、GIGAスクールの部分につきまして、まだ実際に自宅なりWi-Fi環境が整っているところで具体的にそれに対応できるかということになりますと、少し当初の計画では年度内の対応はちょっと厳しいかなと感じているところでありますので、いろいろなサポートの中でその都度に合った中で、先ほど申しましたが、学校と教育委員会と連絡を密にしながら、時々の対応をスピード感を持って対応できればと思っています。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 前向きな対応を聞いて安心しました。

続きまして、4番の質問なんですけれども、コロナ禍での中止事業に伴う補助金の使い方、それから新しい生活様式を踏まえた、中止事業の代案、縮小での実施案はあるのか。これを質問したのはいろんな事業、行事等が自粛する中で、今のところは仕方ないということで認識はしておりますが、何といたっても人間関係、人と人が顔を見合わせて話すということは、

今さらながら重要な我々の文化といえますか、生活の1つだと思います。これが自粛という形で今は規制されている中で、ストレスを感じる方も大勢おられると思います。

また、お祭り等の地域の文化が縮小、中止ということになりますと、地域文化への希薄化、人間関係の不安さというものが当然生じてくることを私は心配しております。今、コロナの真っ最中だからこれは仕方ないといえばそういう面もありますが、今後の事業について、どのような代案といえますか、の考え方があるのか、お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） その関係につきまして、教育委員会関係で生涯学習の補助金と交付金がございます、補助金につきましては原則どおり実績に応じた補助金として交付をしていきたいと考えております。また交付金についてですが、このようなコロナ禍での対応となりますので、計画どおり行事ができない場合もあると思われます。年内にできるだけ活用していただければいいのですが、できなかった場合について交付金の性質上、返還を求めないということで考えております。

また、交付金の扱いについての問い合わせも来てございます。今後、分館等には周知をしていきたいと予定しております。

続いて、中止の事業の関係でございますけれども、公民館等の事業でございますが、中止となった行事のかわりとなるものを年内に実施することは日程的に非常に厳しいと思われます。ですがこれから実施予定している事業については、規模、内容を縮小、コロナ対策をした上で、できるだけ実施をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 今、いろんなことをやれといっても無理があるので、そこら辺の今後の展開を踏まえて、そういうことも考えていく、行政としては対応をお願いしたいと思えます。

続きまして2番目の質問ですが、麻績村との連携・協同についてということでございます。ということについてです。麻績村さんとは筑北中学校組合の解散、それからまた筑北クリーンセンター等の解散等で、決して外から見た場合に両村の関係は芳しくない状況であります。行政的にはいろんな関連事業等があるとは思いますが、住民の目から見たときに非常にこの2つが解散したということについては、不安をお持ちになる住民の方もおられます。ではほかに何か連帯、協力関係において共有する課題、協議、検討する組織等があるのか、

お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） それでは、筑北中学校組合と筑北クリーンセンターが解散しました。現時点での連携、関連事業について尋ねるということでございますが、中学校組合につきましてはこの3月末をもって解散をし、それに伴う両村での土地等の資産の処分法について今現在、協議を進めているところでございます。

中学校につきましては、部活動の面ではこれまでも合同チームをつくって大会に参加しておりますが、今後ともその時々で必要に応じて連携を続けていくということでございます。

また、クリーンセンターにつきましては、運営をしていました東筑摩郡筑北保健衛生施設組合は、ご承知のとおり6月30日に解散をいたしました。解散後の事務は筑北村が継承して残務処理のほか、筑北村に帰属した土地48筆の所有権移転登記が7月15日に完了いたしました。関連事業といたしましてクリーンセンター施設の解体があります。組合解散に伴う財産処分について、解体費用は筑北村が67.2%、麻績村が32.8%という負担割合を2村で協議しておりますが、解体時期についてはまだ話し合いを行っておりません。そのために事務局レベルでは検討を行い、本年度末を目途に2村の協議を行う予定で考えております。

現在でも母子保健事業、精神保健福祉事業については、住民福祉課が連携して実施しております。今後も両村が連携実施をする事業があれば、所管となる担当課が協議、調整することになっております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 筑北村と麻績村の関係、新聞等報道の中では決していい関係というような関係ではないと私は思っております。また、これについて村長先ほど今後も学校の問題とクリーンセンター、それぞれまだ完全に財産処分等が終わったわけではないので、協議は続いているということなんですけれども、これは当然やるべきことなので、やらざるを得ないんですけれども、そういう意味で私、思うのは、昨今の坂井の流れは広域による連帯の推進の方向性であります。国でも広域での連帯をするということについては、補完をするための制度が整備されているというふうに認識しております。残念ながらこの連帯する方向に対して、逆行するような今の形であります。これはいろんな経過の中でどちらがどうということではありませんけれども、一住民といたしましては両村の良好な関係の構築を願うという

意味で、この質問をさせていただきました。

そして2番目の質問ですが、関係改善への展望、両村共通な課題がいろいろあるわけなんですけれども、そういうことに対して今後の展望はどう考えておられるのか。例えばバス事業、それから成人式、今回はコロナ禍の関係で延期にはなっておりますけれども、こういうことの事業を含めていろんなことで連帯、協調ということが考えられるわけなんですけれども、こういうことについてはどうお考えか、お尋ねします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） まず筑北村と麻績村のバス事業の取り組みについてお答えをいたします。

冠着線、青木線の路線につきまして、聖高原駅、玉井医院前、麻績郵便局等に筑北村のバスの停留所を設置し、地域住民の通勤・通学、医療機関の受診利便性、買い物支援等を実施しているところでございます。平成30年度より利用者の利便性の改善策といたしまして、坂北・本城地域におけるデマンド型乗合バスの導入、地区要望によるバス停の増設を実施しております。麻績村内を通過する重複区間については、事務担当者同士での運行状況の共有を行い、よりよい公共交通機関のあり方を模索しており、共通的な課題である乗りおり、客数と運賃収入の増加を図っているところでございます。

また、令和2年度8月には、松本地域振興局が事務局となる地域公共交通最適化サポート事業説明会が開催されまして、松本地域振興局内において地域公共交通の関係者の組織体制が整備されました。人口減少、少子高齢化、新型コロナウイルスの対策による外出の自粛等によりバス事業者の減収に伴う収益悪化を防ぐために令和2年度に松本管内の市町村にまたがる路線の現状把握、筑北村は冠着線と青木線を把握した状況からの改善策を検討、令和3年度以降の解決策の実施、検証を行い、自家用車以外の移動手段も選択できる持続可能な公共交通手段の構築を進める予定でございます。

現時点で路線の最適化、これは麻績村と協議するまでに至ってはおりませんが、上記サポート事業等、県を初めとする関係機関とも協議を行いながら、筑北村内の公共交通期間の利便性を向上させる方針でございます。

次に、成人式についてでございますが、祝賀会を連携、隔年で会場を交互に変更して実施をしてまいりました。筑北村在住の生徒で筑北中学に通う生徒が今年度卒業すればそれが最後となるため、祝賀会の連携も来年度から5年間実施をしていく予定になっております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） ぜひそういう面においても関連協調ということをやっていただきたいと思います。

3番目の質問ですが、これは前段同僚議員からも質問が出ましたが、村長公約のこととあります。麻績村との合併推進への対応ということで、これ1期目、2期目の公約に村長は掲げておられます。この質問について私も2～3度させていただいております。今回、住民アンケートということで、木曜会におけるアンケート結果が発表されました。これアンケート母数の数云々という話もありましたけれども、5年以内を希望するといひますか、望むということが49%、さらに5年プラス10年以内ということとありますと63%という数字にはなります。そしてさらに令和元年3月定例会において村長お答えになっておりますけれども、坂井地域での区長が坂井地域の住民に対してアンケート調査を行いました。この中でも67%の方が合併は推進をしてほしいというアンケート結果になっております。これも新聞等で報道されております。全部が全部、全員が全員合併賛成ではございませんけれども、ただ、こういう根強い合併に対する推進という案がしばしばこれ出てきておりますが、村長、先ほどと同じお答えになるかもしれませんけれども、残り任期1年内において、この合併推進ということと2期目の公約の中にも掲げておられます。その点についてお尋ねします。

○議長（待井安登議員） 村長。

○村長（関川芳男） 前段で2人の議員に答弁をしてまいりましたけれど、今、小山議員が言われたこと、また坂井地域のアンケートを単独でやったということも記憶してございます。そういう中で、私はこの今の本来の質問はアンケートについてどういうふうに評価するかということでございますが、私は先ほど前の議員にも答弁をいたしましたけれど、あまりにもアンケートの結果が非常に悪いということの中では評価をしないというふうには考えております。

また、合併につきましても麻績村さんから話があれば、いつでも私は応じるつもりでおります。麻績村さんは筑北村のその当時、合併をした当時の離脱した理由、先ほども申し上げましたけれど、非常に財政的なシエイが非常に悪いと。麻績村にとっては非常にいいところで、これは負担を、財政の悪いところをやれば麻績村の負担がまた重くなるということで離脱をしたというふうに私は理解をしております。

そういう中で、今は財政等も同じ状態、むしろうちのほうは一番使う財政調整基金につきましては、麻績の何倍かを持っております。そういうことの中で、いろいろのことがありますが、麻績村からそういう話があればいつでも応じるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 8番、小山議員。

○8番（小山正博議員） 総論でいえば麻績の高野村長も「いずれは」という表現で、議会で答えておられるのを私は聞いております。関川村長も「いずれは」といいますか、もっと積極的なということではありませんけれども、「いずれは」という表現になりますけれども、今、両村で抱えている問題はお互いに合併することによって協力すべき問題のほうが私は多いかと思えます。合併したからすべてのものが解決するとは私は申しませんが、少なくとも人口問題、少子高齢化、学校問題にしても合併していたならばこんな状態にはならなかったと私は思っております。今、坂井地区へ子供たちが通っていただいて、坂井地区としては非常ににぎやかになってうれしい状況ですけれども、麻績村を越して子供たちが来ていただくということは、非常に地域的にはうれしいんですけれども、いろんな面で大変だということも実際に通う面を見まして私は切実にそういうことを感じております。

そういう意味で、これから近い将来、小学校はともかくここで落ちついたとして、中学生が部活等のできない状況が続いております。仮に筑北と聖南の中学校が一緒になったとしても、生徒数はしれていますといえますか、そんなに多くないことはわかっております。その中でぜひ先ほど村長、学校問題が終わった、決裂というか、当面だめなので合併も当面考えられないというような発言をされましたけれども、これは逆ではないかと私は思います。ぜひ今までの経験といえますか、7年間の実績を踏まえて、村長、私、この場で何回もお聞きするのは麻績村さんがこっちへ話しかけないということではございますが、そういう問題ではないかと思えます。お互いにこれ歩み寄るのをしない限りは、お互いの意地とは申しませんが、そういうことをやっていたのでは、いつまでもこれ筑北地域の村民益といえますか、住民益にはならないように私は感じます。ぜひ残り1年の任期の中で、前向きな検討をお願いして、私の一般を終わらせていただきます。

○議長（待井安登議員） 以上で8番議員の一般質問は終了しました。

◇ 中 村 弘 議 員

○議長（待井安登議員） 順番8、1、水源地新設事業について、2、子育て支援センター事業について。9番、中村弘議員。

9 番、中村議員。

○9 番（中村 弘議員） 9 番、中村です。

私の 9 月定例会一般質問は、2 項目通告してあります。

それでは最初に、水源地新設事業についてお聞きします。

恒久的な安全・安心な飲料水を供給するため、新水源地を新たに見つける本事業は、スマートインターチェンジ周辺に計画している工場団地や今後の村づくりに欠かせない大事な事業だと思います。当初予算説明だと上半期、この 9 月までに調査を終えると建設課長から説明を受けました。現在の進捗状態について次のことを伺います。

1、梅雨前線の影響で長雨、その後、猛暑の影響でまとまった降水がありません。主要水源の現状について。

2、事前調査（踏査、電気探査、総合分析等）、及び複合調査（掘削、揚水試験、水質検査）について経過している場所等を含め、進捗について。

3 番、次年度以降の水源地新設事業の進め方について。

以下、質問席で 3 点行います。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ご質問の水源地新設事業についてお答えいたします。

1 つ目の主要水源の状況につきましては、7 月までの長雨により例年より潤っている状況でございます。8 月に入り降雨は減りましたが、現段階では給水に影響するほどの減少は見られない状況です。

また、村内で一番広範囲に排水している栃平浄水場で申しますと、当施設は表流水を主な原水としているため、降雨による影響は出やすい施設ではございますが、8 月中旬までは安定した流入量であります。その後、徐々には減っておりますが、深井戸で補っている状況でございます。

2 つ目の事前調査についてでございますが、栃平沢に既存施設がありますので、上質な水源が確保できたときには当該施設への接続が可能なことで、コストの縮減が図られるなどの点から調査エリアは栃平沢としております。6 月は調査委託業務を発注し、地元の岩戸常会の皆様に栃平沢において調査をし、脈があれば試掘をする旨の説明を行った上で、6 月 25 日より現地調査を行っております。長雨の影響で現地調査がスムーズに行えず、8 月末までに地表踏査、地形、地層や湧水等を直接確認する調査と、電気探査、電気を利用して地下の水質、構造を推定する調査は終わりました。8 月末から予定していました放射能探査についま

しては、栃平ダムかさ上げ工事に伴う林道舗装工事と重なりまして、その調整で若干おくれましたが、今週より行っているところでございます。

これらの調査がすべて終わりましたら、探査解析を行いまして10月上旬には試掘調査の場所を選定し、揚水試験及び水質検査を行う計画でございます。12月上旬には結果が出る予定としております。

3つ目の次年度以降の進め方についてでございます。当該事業は今年度と来年度の2カ年での計画としております。今年度につきましては水源探査等、さきに説明したとおりでございます。来年度におきましては今年度の調査結果を踏まえまして、井戸ポンプ施設の建設を行い、浄水場への供給体制を整えてまいります。ただしこれは原水として良好な場合であったときに限りますけれども、そのようなことでございます。

これによりまして原水の安定した取水と安全・安心な飲用水の供給を行えるものと考えており、今後は給水エリアの拡大も望める体制となっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 9番、中村議員。

○9番（中村 弘議員） 事業的にはややおくれぎみとの説明でしたが、順調に調査が進んでいると認識しました。

12月中に結果が出るとのことですが、栃平水源は本城地域と坂北地域の一部をカバーする重要な水源です。飲用水として上質なことを願うとともに、引き続き原水の安定した取水と安心・安全な飲用水が供給できるようにお願いし、次の質問に移ります。

子育て支援センターは、筑北村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標、「子育て・教育環境が充実している村づくり」を具体的に進めていく核であり、村の子育てをサポートしていく重要な拠点です。この支援センター事業の現状と課題について、次のことを伺います。

1、新筑北小学校開校に伴い、放課後の学童登録数の前年度との比較と運営上の課題とその対応について。

2、子育て支援世代包括支援センターが開設して2年目になりますが、運営上の現状とか課題について。

3、子育て支援に関する支援について、子育て支援センターと教育委員会との連携に対し、現状と課題、また今後切れ目ない支援を実施していく上での構想について、3点お伺いいたします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（滝澤昭文） それでは、まず最初に放課後学童についてお答えします。

本城・坂北地域の児童が利用します筑北放課後児童クラブは、前年度の登録者数が97人、今年度は75人、坂井地域の児童が利用します坂井放課後児童クラブは、前年度33人、今年度は28人となっております。本城・坂北地域の児童の筑北放課後児童クラブの登録者数が減少した原因は、前年度までは通学バス待ちのような形での利用が多かったため、今年度常時利用している児童は25人程度です。

運営上の課題としましては、昨年度までは高学年の利用が多かったため、高学年の児童がリーダーシップをとっていましたが、今年度は高学年の利用が少なくなり、支援員がその役割を担うようになっております。また筑北放課後児童クラブは、ことし6月から旧筑北小学校の北校舎1階を使用しています。25人という常時利用人数から考えますと、少し広い感もありますが、コロナ禍での3密を避けるには、ある程度の広さが必要だとも考えております。

いずれにしましても安心・安全に利用していただくために、登録人数に合わせた支援員の配置を行っております。

続きまして、子育て支援世代包括支援センターについてお答えします。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、昨年4月に開所しました。助産師と保健師を配置し、出産前の妊婦相談、出産後の助産師による乳幼児全戸訪問事業、保健師の新生児訪問等により、家庭環境や育児に対する母子の状態などを把握するようにしております。

また、子育て支援センターを利用していただく中で、子育て中の親子の交流や助産師、保健師、保育士が日々のかかわりの中で相談、助言なども行っております。特に今年度からは乳幼児健診等へセンター保健師が参加し、健診でかかわる理学療法士や心理士の専門的指導を受けながら、早期に支援を検討できるようになってきております。母子が気軽に相談できる体制が整い、利用者がふえてきております。

課題としましては、助産師や保健師の訪問等でつながった家庭のうち、子育て支援センターの利用のない家庭への働きかけ等を検討していくことが必要であると考えております。

3番目ですが、子育て支援センターと教育委員会の連携についてお答えします。

子育て世代包括支援センターの職員がかかわってきた母子や家庭との信頼関係を崩さないように保育園へつなげていくために、教育委員会との連携は必要だと考えております。子育て支援センターと保育園は、保健師の保育園の各種健診への参加、保育園行事への参加など

により、連携をとっております。このような機会を通じてセンター利用の親子と、保育園保健師との顔つなぎができ、気軽に声をかけ合える関係づくりを目指しています。

次が2022年までに全市区町村に整備することを目標としています子育て家庭総合支援拠点につきましては、筑北村は令和3年度整備を目標に、現在、住民福祉課内で検討を進めております。この支援拠点の定義は、原則として18歳までのすべての子供とその家庭及び妊産婦等へ切れ目なく継続的な支援を行うということになっておりますので、保育園、小学校、中学校、また高等学校、教育委員会との連携が今以上に必要となってきます。今後、連携の方法について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 9番、中村議員。

○9番（中村 弘議員） 子育て支援センターは、「子育ては筑北村」を進めていく核である、特に子育て世代包括支援センターは、妊婦期から子育てまでの切れ目ない支援を進めていく重要な役割を担っています。教育委員会との連帯継続も必要不可欠であり、さらに強固に進めるためには、コーディネーターの役割は大事だと私は考えます。教育委員会では、この4月新筑北小学校が開校、新制聖南中学校がスタートし、また長野教育委員会でも注目している保育園を含めた幼児期からの子供の育ちを総合的に考える筑北村育児教育・保育推進検討委員会が発足され、検討に入っています。筑北村の子育ての中心的に進める子育て支援センターのさらなるリーダーシップに期待し、私の一般質問は終わります。

○議長（待井安登議員） 以上で9番議員の一般質問は終了しました。

途中でございますが、ただいまから暫時休憩とします。再開は議場内の時計で2時40分とします。それでは休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（待井安登議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 吉 池 昌 昭 議 員

○議長（待井安登議員） 順番 9、1、ウェルネス高校の運動施設の使用料減免による村民負担の実態について、2、工業団地建設に係る現在の進捗状況、今後の進め方について、3、GIGAスクール事業に係るサポーター委託先について、4、令和元年度決算冠着荘特別会計に係る委託料内容について、5、村内のJR駅の利用促進について、6、デマンドバスの麻績村への乗り入れの検討状況について。10番、吉池昌昭議員。

10番、吉池昌昭議員。

○10番（吉池昌昭議員） 10番、吉池昌昭です。

ただいま議長のほうから質問内容について説明がございましたので、それに従って質問をさせていただきます。

1番としまして、ウェルネス高校の運動施設使用料減免による村民負担の実態についてということで、20年間の無料の村民負担額は、昨年の決算からやすらぎ野球場、バドミントン体育館、本城体育館、サッカー場のそれぞれの減額は幾らかということでお聞きをいたしますが、昨年の決算でやすらぎ球場の収入は3件15万6,400円、やすらぎ球場の関係の支出が775万4,555円、バドミントン体育館の収入は4件9,730円、支出は172万9,666円、うち電気代が92万5,467円、本城体育館30件48万9,910円、本城体育館につきましては本城公民館と電気がまざっておりまして、全体では支出は450万円くらいになっていると思います。サッカー場につきましては収入が87件で219万4,000円、支出は821万8,802円ということになっております。

先ほど言いました減免の額について、施設ごとにお伺いをいたします。

この後は質問席で質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） それではお答えをいたします。現在、村が誘致しました日本ウェルネス長野高校が使用している体育施設の使用料減免については、平成27年2月の3者による基本協定締結に基づきまして減免となっております。この基本協定書を教育委員会事務局で作成するに当たり、当時吉池議員さんも体育施設を管理する生涯学習課長として作成事務に携わり、体育施設使用料減免としていくということでご理解をされ、協定書原案づくりにご苦勞されたと聞いております。経過についてはご承知されているかと思われます。

さて、ご質問いただきました施設の減免額ですが、昨年をベースに試算をいたしますと、やすらぎ野球場につきましては約90万円、バドミントン体育館につきましては約40万円、本城体育館につきましては約45万円、サッカー場につきましては約20万円で、合計額195万円でございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） やすらぎ野球場が90万円、やすらぎ野球場は半日使って9,370円、1日使えば1万8,740円、それで90万円という数字は私は余りにも質問している議員に対して余りにも私は本当に失礼な数字を教育委員会として出してきていると思います。またバドミントン体育館についても、1コートで1,330円、本城体育館についても反面で6,210円ですか、サッカー場も3,570円、それに全部で195万円という数字は私は教育委員会の誠意のない回答に失望をいたしました。

次に、質問に入りますけれども、2番目の工業団地建設にかかわる現在の進捗状況、今後の進め方について質問をさせていただきます。

現在、工業団地につきましては3年目に入るわけですがけれども、当初国の交付金等を使って行うと言いましたけれども、実際には一般財源3,881万1,000円を投入するという全体事業になっております。希望する業者もお待ちのようでございます。希望する業者にどのくらいの面積をどのくらいで貸しつけるか、村長にお聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 産業課長。

○産業課長（山田充彦） それでは、ただいまの工業団地の予定地の進捗状況等含めまして、私のほうからお答えさせていただきます。

本城地域切田地籍の建設工事の残土置き場、株式会社ファームめぶきさんの工場の建設予定地につきましては、現在、置いてあります残土の処理が県の関係の事業でございますが、進んでいないことから、現在、村が予定しております用地の取得手続き等が行えない状況であります。

9月8日ですがけれども、松本建設事務所と調整会議が行われまして、県の今後の予定が示されたところでございます。その予定、残土処理の事業の進捗状況を確認しながら、今年度中に用地の取得や造成事業に着手したいと考えているところでございます。

株式会社ファームめぶきとの調整の中では、用地を貸してほしいというイマントの申し出があります。面積は約9,000平方メートルを予定しているところでございます。

村で用地取得後に具体的な条件について協議をしまいたいと計画しておりますが、村の財産管理に関する条例、規則を基本と現在、考えておるところでございます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） なるべく早く団地ができるように、せっかく村が一般財源を、4,000万円近い金を出してやるんですから、進めていつていただきたいと思います。

次に、3番のGIGAスクール事業に係るサポーターの委託先についてお聞きいたします。

6月の臨時議会で6,000万円もの事業費で予算が通っているわけですがけれども、7月にはもう着工というようなスケジュールを議会にはいただいております。選定の経過と決定業者はどのような業者か、お聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） それではお答えをいたします。GIGAスクールサポーター事業につきましては、あすの議会全員協議会のほうでもご報告申し上げる予定でございましたけれども、ご質問の内容についてお答えをさせていただきます。

まず選定の経過でございますが、これまでに村の情報通信関連、システム関連の業務において実績のある事業者5社を指名し、プロポーザル方式により業務の委託先を選定することといたしました。ただし5社中4社がプロポーザル参加の辞退の申し出あり、結果的に参加したのは1社だけでございました。しかし1社だけになったので自動的に決めるというわけではなく、1社だけでもプレゼンテーションを行いまして、それに対する質疑応答は予定をした時間を大幅に超え、選定委員には小・中学校の先生にも加わっていただき、実際の現場のサポートをお願いするに足りるかどうかを吟味していただきました。

このような経過を経て、選定先を千曲市に本社がある株式会社トリプルネットワークスといたしました。

株式会社トリプルネットワークスですが、現在、村の防災カメラ関係の維持管理を請け負っている業者でございます。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） プロポーザルをして、4社が辞退したということなんですけれども、どうして辞退したかわからないと思いますけれども、もう決まっているようなことをしているのではないかと私を疑問に思いますが、そんなことはなかったでしょうか。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） 先ほども申し上げましたとおり、業者選定におきましては村の情報関連の業務を請け負っている業者というようなことで選定をさせていただいたという中で、それぞれの会社の都合によりまして辞退したというふうに認識しております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 村の事業をしているということで決めたというようなことらしいですけれども、せっかく6,000万円余、ほかの村においてはうんと安い値段でやっているところもございますので、高ければいいというものでもないと思います。このGIGAスクールの事業にしても、5～6年でもう機械が古くなるということも考えられますので、慎重な対応をしていっていただきたいと思います。

次に、4番の質問に入ります。令和元年度決算の冠着荘特別会計に係る委託料というのは、アドバイザー契約をした委託料のことでございますけれども、この前の委員会的时候に信州スポーツツーリズム、名前は立派な名前ですけれども、ここへ委託したようでございますけれども、どうしてここへ委託したのか、その経過から、その結果において冠着荘の決算、収入が上がらず最終的に減額して一般会計から繰り入れている中で、これが本当に必要だったかどうかも含めてご回答をいただきたいと思います。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） それではお答えいたします。冠着荘でございますが、指定管理者との契約解除後、民間への譲渡も検討したわけでございますが、かなわず、結果として村直営を継続し、直営については合宿に特化し、あわせて住民の皆さんの交流、福祉の場として宴会や日帰り入浴ができる施設として、住民サービスを継続しながら一部業態変更した形で1年間の運営を行ってまいりました。

元年度の委託業務は経営状況の洗い出しを行う中、合宿誘致にかかわるニーズの調査に基づくメニュー開発や営業活動、地域住民の皆さんに楽しんでもいただけるような集客イベントを計画等サービス向上にかかわる業務、これまで売上を上回っていた人件費の削減を図るための営業日や営業時間帯の見直し等、経費削減のために必要な経営改善策のアドバイスをお願いしたものです。その委託先が先ほど吉池議員の申された信州スポーツツーリズム、一般社団法人ということでございます。

なぜそちらのほうに委託をしたかということですが、こちらの理事がムラヤマシというこ

とでございます。ムラヤマシにつきましては、冠着荘の売却等についてもいろいろ検討をしております。冠着荘の経営状況、その他運営状況、またスポーツクラブ等との関係もございまして、合宿誘致、そういった部分でよいアドバイスをいただけるという中で信州スポーツツーリズムに依頼をしたところでございます。

先ほど関川議員の質問で村長より説明がありましたが、結果的に人件費が削減され、合宿客が延べ700人増加しました。また一般会計からの実質の赤字補てんは30年度より1,300万円削減されましたので、業務委託の効果はあったと考えております。

なお本年度も業務契約を継続して行う予定でございましたが、契約をいたしておりません。今年度1月から感染拡大し始めた新型コロナウイルスにより、合宿の予約がほぼキャンセルになったこと、積極的な合宿誘致や集客を見込んだ合宿イベントの実施が困難であり、年度終了後、業務委託の実績を残すことは難しい状況であること、また売上がほぼない中で、村の負担も大きいことがあります。このような時期だから今後どのようにやっていくかのアドバイザー業務の継続も必要ではないかといったご意見もあるかと思いますが、コロナの収束が見えない中、そのような判断に至りましたので、ご理解をお願いいたします。

次年度以降業務契約を行うかは、現在のところ白紙でございます。村、また温泉施設運営等検討委員会において、早急に検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 前回というか、前に同僚議員が冠着荘のアドバイザーについて質問をしております。その中で当時の観光課長が、スポーツジムの関係だが、健康館の活用とのことだ、冠着荘の今後の発展は合宿誘致も含めた新たな施策を何か考えて進めていきたい、スポーツジムというのはいくらかあったみたいですが、実際にその収入というものが冠着荘の収入に反映されたか、課長にちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 健康館につきましては、昨年度までは企画財政課のほうで管理をしております。この売上が冠着会計に入ることはなかったと思います。また、スポーツジム、スポーツ・運動用の機械器具等ございますが、ロビーのほうで自由に使っているということでございますので、その点は使用料金を冠着荘では取っております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 結果としてあまりよくなかったという決算になっております。こういう委託をするんだったら、もっとしっかりした業者に私は委託するべきではなかったということをし添えます。

次に、村内のJR駅の利用促進について伺いをいたしますが、これについては村長公約に利用促進があったわけですが、小学校、中学校の電車利用は検討しないということでございますので、これで終わりにさせていただきます。

次に、6番のデマンドバスの麻績村への乗り入れの検討状況についてということで、私が以前高齢者の足の確保ということで、乗り合いタクシーは検討できないかという質問をした折に、総務課長から公共交通会議ですか、そういう中で他村へも乗り入れることは可能というようなことで、少し検討をしてみてもというようなニュアンスのことを話されたと思います。その後、交通会議等行われているようですが、麻績村への乗り入れの検討とかはされたかどうか、お聞きをいたします。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） それではお答えいたします。今、吉池議員おっしゃいましたように、前回の質問で乗り合いタクシー事業の絡みの中で、デマンドタクシーについては私、そのような答弁をしたというふうに……おりますので、そう答えたつもりでございます。

現在、デマンドバスにつきましては、本城・坂北エリアを運行することで県知事に対して変更登録申請を行い、平成30年7月2日から運行を開始しております。本城・坂北をエリアにしたことは、当地域での定時定路線バスの利用者が少なく、経費削減の観点により実施したもの、それに比して坂井地域につきましては定時定路線の利用者が多いために、その利便を確保する観点から現在まで定時定路線運行をしている状況でございます。

その後、エリア内、本城・坂北エリア内ですが、停留所の増設等を行いながら利便性の向上を目指しているところです。

デマンドバスの他自治体への乗り入れにつきましては、他の公共交通を担う業者さんへの圧迫とならぬ配慮など、まだまだ検討課題が多い状況でございます。先月末に松本地域振興局、先ほど村長より小山議員に答弁があった内容と重複する部分もございますが、松本振興局におきまして地域公共交通の関係者の組織体系が整備されております。松本地域振興局の市村と隣接する町村も含めて、この会議体が結成されております。北アルプス広域振興局管内でいいますと、池田町、松川村、また南のほうでは辰野町というところまで隣接してそれ

ぞれ相互路線があるというような観点から、その体制が構築されたというふうに聞いております。

ここでは人口減少、少子高齢化など利用者の減少に伴います収益悪化と、先ほど申し上げました管内の市村、また管外町等をまたがる路線の現状把握、筑北村におきましては市村をまたがるというのは冠着線と青木線になりますが、その把握した状況から改善策の検討、3年度以降につきまして解決策の実施、検証を行う中で、自家用車以外の交通手段も選択できる交通手段の構築を進める予定でございます。

現時点で麻績村へのデマンドバスの乗り入れに関しましては、先ほども申し上げましたとおり他の公共交通を担う業者への圧迫とならないようにしなければならぬ点等加味しながら、まだ協議をするまでには至っておりません。先ほど申し上げました地域振興局管内におけますサポート事業、また県を初めとします関係機関とも協議を行いながら、この地域の公共交通の利便性を向上させていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 10番、吉池議員。

○10番（吉池昌昭議員） 坂北・本城地域の皆さんは麻績村のJ Aとかに行く希望もある人がいると思います。いろいろ総務課長のほうにはしがらみがあるみたいですが、村民の利便性を向上というのが一番大切なことだと思います。そういう中で一日も早くデマンドバスの許可を変更していかれるようにしていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（待井安登議員） 以上で10番議員の一般質問は終了しました。

◇ 鎌 田 欣 子 議 員

○議長（待井安登議員） 順番10、1、公共放送について、2、新型コロナウイルス感染症の収束が不明の中、おこなっている事業について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について。11番、鎌田欣子議員。

11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 11番、鎌田欣子です。

令和2年9月定例議会におきまして、私は3つの質問をしております。ですが2番目の新

型コロナウイルス感染症の罐に關しましては、同僚議員がしておりますので、細かく建設課長からご返答もいただいておりますので、1番と3番のみをさせていただきます。

それでは、ここでは1番の公共放送について。

安曇野FM放送に公共放送を依頼して、順調に放送されていると私は感じております。職員の負担も減り、よい方向になっているのではないかと感じております。私が日ごろ感じている公共放送という部分が朝と昼と夜、前とは少しずつ時間帯も変わりまして、安曇野放送からその分の時間帯をもらっているのではと思っております。

その中で改善されたことは、音楽が私としてはいいかななんて思いながらも聞いておりますけれども、ただ、気になることが幾つかあります。まず文章の表現方法、どうしても放送の枠にとらわれるために、いろんな言葉遣いとかが難しくなるという点で、流せない放送もあるということなので、同じ放送がもう多分住民課ではこれ、総務課ではこれと、それからいろんな同じ放送が何回か流れます。そういった面でどういうふうにこれから皆さんが、特に村民の皆さんが同じものが流れるので聞きたくないというような話も聞いておりますので、ぜひどのように村は考えているか、総務課のほうは考えているか、これからの件をちょっとお聞きしたいと思います。

以上は質問席に戻りまして質問させていただきます。

○議長（待井安登議員） 総務課長。

○総務課長（花岡孝芳） それではお答えします。昨年11月から放送内容のシステムを変えまして、防災ラジオを使いました行政放送を行っているところでございます。安曇野FM放送に委託をし、1日3回の行政放送を行っております。

放送内容につきましては、放送法に抵触しないことはもとより、総務省や安曇野FMからの助言によりまして、村が責任を持って放送できる内容としております。ご指摘の同じ内容が何回も放送され、もう聞きたくないよというようなご意見もあることは存じておりますが、放送時間に余裕があるときに火災予防ですとか、交通安全、また特殊詐欺防止、感染症予防対策等の放送を入れております。しかしながらタイムリーなお知らせができないというのは、コロナ禍の影響もございまして、なかなか同じ日に同じ内容のものが流れたりというような問題は解決に至っていないのが事実でございます。

また、表現等でもございまして、やはり行政用語を話し言葉に直していくという原稿づくりがまだまだ内部でも統一されておられません。今後は安曇野FMの助言や安曇野市でも実際に行っておりますので、そういった事例を参考に広報誌の一部を放送するだとか、そう

いったことに我々もちょっと考え方を変えながら、住民の皆さんにわかりやすい方法、わかりやすい告知をしていきたいというふうにかんがえております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） 安曇野放送にかわりましてから本当にいろんな制約があるということとは存じております。やはりその中で、私も車の中は常に安曇野放送を聞いております。やはりかなりの部分で筑北、協力隊の人たちが夕方5時半からとかという番組を持ったり、筑北村の中でいろんな投稿をしてくださる方もいたりして、結構筑北村が宣伝されております。とくらの有料放送的な部分の放送も聞かれたりということで、大変安曇野放送を聞いておりますと安曇野の聞いている方にとりましては多分筑北村はいい宣伝になっているかなというふうに感じております。

その中で、やはりこの公共放送に関しまして、ちょっとという部分がございますので、ぜひ全体が協力しまして、工夫をしていただきまして考えていただきたいなというふうに思っております。

これは私の提言でございますので、例えば安曇野放送ではやはり公共の例えば筑北村でいますと「ホットスポットちくほく」の中の例えば一部を読む内容、例えば88号ですと、「筑北村から発令される警戒レベル4、避難勧告で全員が危険な場所から避難です」というような、こういったすばらしい文章がございますので、これをちょっとアレンジして、たまにはこういったものを披露するとかやっていただけたらなというふうに感じております。

やっぱりレベル4と言われましても、例えばレベル3、レベル2、今、コロナでもレベル2、レベル3というお話がございますけれども、やはりそのレベル2、レベル3、レベル4がきっとわかっていない方もいらっしゃるの、たまにはそういったレベルに関するお話をしても、入れてもいいのではないかなというふうに考えます。

また、先日私、猫の関係のボランティアをしておりまして、猫の放送に関しましても大変気になっておりました。ちょっとあの放送はやはり猫はえさをくれているという人は猫がかわいそうだと思っているんだけれども、やはりどうしてもかわいそうなためにくれてしまう、それはもうしょうがないんですけれども、そこでその人が何をしなくてはいけないか。やはり猫にえさをくれるからには、やはり避妊と去勢をなささいという趣旨の内容を入れてほしいという話をして、今度改善されまして、その話も今、流れるようになりました。

ですのでやはり各課内でいろんな勉強会を持ち、多分つくるのは課長さんではないような

私、気がしております。課長さんは最後に目を通すのではないかと思います。その段階でやはり課のつくる人が、1回会合を持ちまして、みんなでこういった文章にしよう、こういったものにとこのようなそういった会を持って、安曇野全体にこの放送は流れておりますので、ぜひやっていただきたいなと思っております。

今、私がちょっと気になっていることは、これは私の要望ですから、返事はいただかなくて結構ですけれども、マイマイガがことしは大変流行しました。今、私がぱっと見ると、議場から見ると消防塔のところにぎっしり、全部マイマイガの卵があります。そこをあけるとそこに8個くらいのマイマイガの卵があります。ナカク、5～6年前ですか、7年に1回ですか、3年くらいはやるんですけれども、ことし出たばかりです。ですのでことしの秋に退治をしないと来年、再来年とすごい量になりますので、今の段階で、前回7年前くらいのときにはペットボトルを切って、それでかきとって焼きなさいとか、燃えるごみに入れなさいとか、そういうような放送も流れておりましたので、ぜひそういったことも違う観点から、いろんな視野で村民にこういったことは伝えてほしいなということを考えてやっていただけたらなというふうに思っております。

あとテレビ松本に「12チャンネル」という番組がございまして、私も結構「12チャンネル」は見えております。その中で、きょうは晴れているな、曇っているなというのを見ておまして、ああ、竹之下の川のところは草だらけで何も見えないけれど、どうなっているんだろうなとか、差切も全然竹ばかりで見えないなとか思いながら見ておりますけれども、でもやはりあれはみんなが見て、あ、筑北村はこんな今は雨が降っている降っていない、どうのこうのということで大変いい番組だと思っておりますので、ぜひその辺で私が改善してほしいなと思うことは、夜は真っ暗で何も見えません。その時間帯を利用して、昔、こういう文章でテロップ的なものが流れておりましたけれども、ああいったものも使うのも1つの方法かなと思っておりますので、ぜひそういったことを考えてやっていただけたらなというふうに考えております。また、この辺は私の要望と提言ですので、ご検討をいただけたらなというふうに考えております。

次に、2番目抜かしまして、3番の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金につきましてですが、この件に関しましては同僚の議員が何人か質問されましておりますけれども、また後からも議員が質問しますけれど、私が過去何回か小学校、中学校のトイレの問題とか、そういった問題を問題にしましてやっておりましたが、今回のコロナにおきましてトイレの改修、それから自動水栓、それから特に保育園なんかもすごくいろんなことが気に

なっておりましてけれど、その辺も改善されるようで大変うれしく思っております。

そこで簡単で結構ですので、簡略的にせつかくこんなに国からコロナ対策で交付金がもらえて、こんなに直るんだよということをぜひ村の皆様にもお知らせしたいなと思っておりますので、簡略で結構でございますので、教育委員会のほうから発表をお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 教育次長。

○教育次長（窪田信幸） では教育委員会関係の新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金の事業につきまして、概要をご説明させていただきます。

まず小学校、中学校の関係でございます。1といたしましては、GIGAスクール構想の推進による環境の整備、それからスクールサポートの委託、小学校や中学校から遠隔学習機能の強化のためのウェブカメラの購入というのが1つの事業でございます。

2つ目といたしまして、小学校、中学校における社会科見学等バスを借りての長時間移動する際の3密を避けるためのバスを増便して対応する事業でございます。

3番目といたしましては、小学校、中学校の衛生環境改善でございます。文部科学省からのコロナ対策について手洗いを徹底することが重要ということが示されております。トイレ内の手洗いの自動水栓化と、トイレの便器の洋式化を行うものでございます。便器の洋式化につきましては、小学校が15基、中学校が12基を改善する計画でございます。

4番目といたしまして、学校やスクールバス等で感染防止及び衛生環境を保つための衛生用品の購入、また小・中学校の体育館の換気をするための送風機の購入、密閉を避けるため各教室の網戸の設置を行う事業でございます。

続きまして保育園の関係でございます。1といたしましては、保育園の遊び場や食事環境の密集、密接状態の解消のためにひまわり保育園の砂場の日よけの増設、それから幼児用のいす・テーブルの購入をいたします。2園の手洗い場の自動水栓化、それから消毒のための電解次亜水生成装置の設置、また、ひまわり保育園の会議室を多目的に使用できるように改修するものでございます。

2といたしまして、通園や2園の交流に使用する車両としてワゴン車の購入を行います。スクールバスのマイクロバスと併用によりまして、密集の軽減を図っていきたいと思っております。

また、3密を避けるために野外遊び、特に散歩等々の時間と行動範囲拡大に伴いまして、職員間の連絡の手段といたしまして、複数の者が同時に情報を共有できるトランシーバーの購入を計画しております。

3 といたしまして、保育園における児童・職員の感染防止対策、衛生環境を整えるためのエプロンや手袋、飛沫防止用の食事用のパーテーションの整備を行い、各園の食事の下処理、及びおもちゃ等の殺菌に活用できる殺菌庫を整備するものでございます。

以上のような事業を計画し、感染予防に努め、安心して生活が送れるよう、感染予防対策といたしまして整備を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 11番、鎌田議員。

○11番（鎌田欣子議員） ありがとうございます。やはり国からこのコロナ期におきます地方創生臨時交付金につきましては、ぜひ有効にお使いいただくようにと思っております。今回は教育委員会に質問をしましたが、ほかの課でもいろんな項目が実施されるようになっておりますので、まだお金も残っているようなので、まだ有意義に使っていただくようお願いをして、私の今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（待井安登議員） 以上で11番議員の一般質問は終了しました。

◇ 太 田 守 彦 議 員

○議長（待井安登議員） 順番11、1、新型コロナ対策事業について。1番、太田守彦議員。

1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） 1番、太田守彦です。

大変お疲れさまです。私が最後の質問者ということで、よろしく願いいたします。

質問につきましては、新型コロナ対策事業についてということでございまして、この質問をするということにつきまして、ちょっとお話しさせていただきますと、新型コロナ対策事業としては、第1次分として11件、それから今回補正で2次分として32件、合計43件の対策事業がありまして、先日2次分については8月25日の議会全員協議会で、この事業の内容について説明を受けました。

今回の9月定例の中で、各事業について各担当課より説明を受けた中で、私なりに感じたことが多々ありましたので、委員会、それからあした本会議があるわけですが、その中でも説明を受けた分については意見、要望をまた発言させていただきたいと思います。

今回は事業に主に盛り込まれなかったものについて、質問させていただきます。一般質問

を使ってこういった意見、要望をするということについては、私も考えたわけですが、重要性ですとか、それから緊急性という観点から一般質問をさせていただくということをお願いいたします。

では1点目の質問は、建設課長に伺います。高齢化とも相まって、地域のコミュニティが私は急速に弱体化したというふうに感じております。そういう中で、道路愛護活動については取り組んだ団体等への追加支援、これが国から示されている新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の活用事例集、こういうものがあるわけですが、この活用事例集の108、地域環境整備事業ということで取り上げておりますので、この場で質問した次第でございます。ご答弁をお願いいたします。

以下につきましては、質問席にて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） ご質問の道路愛護活動につきましては、各地区におきましてコロナ禍の状況で苦慮されながらも地域の皆様のご協力によりまして、今年度8月末現在で側溝清掃1万8,940メートル、除草作業につきましては3万6,200メートル、支援金の総額としまして146万円余となっております。これをもちましておかげさまで安全・安心な道路環境が保たれているところでございます。皆様のご協力に大変感謝を申し上げます。

議員ご提案の新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金を活用して、道路愛護活動への支援につきまして、同交付金の他の活用とも比較するなど、追加支援までできるか、今後検討をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） ご答弁ありがとうございます。今の段階では検討ということで伺いましたが、この質問の意図としては、ちょっと2つありまして、1点目はちょっと余談になってしまうんですが、我々議会として毎年議員奉仕活動をさせていただいております。今年度は坂北地区が当番ということで、ナナツガツ橋近くの河川敷の草刈り、それから見通しの悪いアカシアの伐採等、作業させていただいたんですが、私たちことし当番の3人の議員の中で、密をどうやって避けるかとか、作業時間をどうしたら短くできるかといったようなことで、準備や打ち合わせ等をしました。やはり今年度いろいろそういう形で活動する団体というのは、いろいろなご苦労があるのかなということで、1つ思っているところです。

それからもう1点は、やはり今、いろいろ自助、公助、共助と言われる中で、やはり自助に対しても国から自助でやってもらえる部分は支援しましょうというような、私にはそういうふうに見えるわけなので、こういったことを活用していただければいいのかなと思うんですね。

もう1点、あえて言わせていただくと、道路愛護事業、財源は地域振興基金、これを取り崩して事業を行っているわけですね。ですので1年分、例えば地域振興基金を取り崩さずに今の新型コロナのこの給付金、これを活用することによって、来年的にもその分負担が減るということでございますので、今、言ったハナサンということで、その点もう1回建設課長、ご答弁をお願いします。

○議長（待井安登議員） 建設課長。

○建設課長（宮島治彦） 議員ご提案のとおり、財源の一般削減の削減という部分でのご提案でございます。これにつきましては昨年度より単価改正も上方改正も行ってございますので、追加支援という形ではなく当初予算計上されている当支援金の財源充当とするという考え方も1つかと思いますので、今後他の事業との調整の中で検討させていただきたいと思います。も 以上でございます。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） 今年度だけ単価を上げて、また来年度戻すというのも確かにそれはそれでまたいろいろ混乱も招くかもしれませんが、逆にいうと作業をする団体にしてみれば、今回コロナで活動するのは、活動をやめるのは簡単ということではないんですけれども、そういう判断をしないで何とかやろうという意欲があるおかげに、今、こういうソウダインができていますということでございますので、何らかの形で今年度活動された団体さんについては、そういった何か支援の手が差し伸べられればありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目の質問に移りますが、観光課長に伺います。経済的な落ち込みにつきましてはいろいろ報道されていますけれども、リーマンショック以上ということでございます。前回のリーマンショックのときには、景気の下支えということで、住宅リフォーム補助金という制度がございました。今回の新型コロナにつきましては、リーマンショック以上、しかもこれ全国民に大きないろいろな影響が及んでいるという中で、家庭内における感染予防対策、それからコロナによってリモートワーク等で住宅の改修ニーズというのが個人のお宅にもあろうかと思うんですが、この住宅リフォーム補助金について復活ということになるかどうかあれ

ですけれども、どのようにお考えか、ご答弁をお願いします。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） お答え申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大防止により、多くの企業がテレワークやホームワークを活用し、村民の皆様の中にも在宅勤務をされた方もいらっしゃるかと思います。通常の生活と異なり、在宅勤務をしていく上ではインターネット環境が整っていない、仕事に適した机やいすがない、またプライベート空間と仕事の切り分けが難しいなどの課題も多くあるかと思います。最近では家庭内感染も急増しているため、家庭内での感染防止対策も重要だと実感しております。また今後働き方改革の一環としてもテレワークやホームワークは増加する傾向にあると思われますが、現段階ではそういった要望は村のほうへ来ておりません。

観光課におきましても、コロナ対策に特化したリフォームのあり方や新型コロナウイルス対策に特化した国からの交付金活用等も含め、どのようなことができるのか検討をしたいと考えておりますが、今回の交付金事業は年度内での性かを求められており、これからリフォーム事業を対象とすることは難しいと考えられます。

今後在宅ワークで改修を希望される方の声や国の動向を踏まえた上、次年度以降村単独財源でも行うかどうかといった検討が必要でございます。

なお村内事業者ではなく、村外へ勤務されている方、都市部へ勤務されている方など、さまざまなワークスタイルがございます。労働者の支援といった観点から、これは観光だけではなく住民福祉課等関係課とも連携し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（待井安登議員） 1 番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） 先ほど同僚議員から、学校関係については自動水栓、それからトイレの洋式化、さまざまないわゆる学校設備についての飛沫感染の対策として国からの補助が受けられる、それからあと民間企業、商店とか、飲食店、それぞれお店等あるんですが、そういったところは補助金等が適用されるということでございますので、そういう意味でいうと家庭だけ残ってしまうという意味がありまして、今回の質問をしたわけです。今の観光課長のご答弁だと、これを制度設計して、実行に移すのに期限が年度内ということであれば、なかなかこれを実行するのが厳しいということでございますけれども、もう 1 つ村内の建設業の関係の皆さん、……の皆さんも景気刺激策というのですか、そういうことにもつながりますので、引き続き検討をしていただきたいというふうに思います。

それで少なくとも今、言った家庭内の感染防止、それからリモートワーク対応ということで、用途を限定するわけはなくて、リフォームの中の例えばそういった要件が例えば5分の1とかあればそれも認めるというような、そういうような制度の内容で実行していただければ、利用をする方々においても利用しやすいのではないかなというふうに思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。答弁は結構です。

もう1点、観光課長に伺いたいんですが、3番目の質問でございます。これは先ほど同僚議員から質問がありましたプレミアム券のことでございます。先ほどの説明では、既に発行済みの57%の方が一応プレミアム券を購入されたというお話でございますので、その辺について見通し、あと残り何カ月かの間に、四十数%ということで、できるだけ多くの方々がこの有利なプレミアム券を買っていただき、そして村内で使っていただきたいと思うわけですが、具体的にもう少し販売促進というんですか、PRを進めることについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） 観光課としては、不在者等はちょっと難しいところはあるんですけども、なるべく100%に近づけていきたいということで、現在、商工会では「お互い様号」ということで移動販売車のほうで販売を始めております。

また、高齢者ということで先般民生児童委員会が行われまして、その席でプレミアム商品券があるのを知っているとかと、民生児童委員さんが訪問とかに行かれたときに、声をかけていただきたいということで、お願いをしたところでございます。

また、今後ラジオとか、新聞媒体のほうにもいろいろお願いした中で、販売促進のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） お祭り、それから各種行事等含めてかなり、例えば神事だけですか、各種行事が中止、いろんな文化活動も自粛という中で、なかなか村民同士PRするというのもなかなか難しい状況ではございますが、今後入浴券が1世帯10枚配布するというようなことがあるわけですが、そういう配布にも合わせて残りの43%ですか、こちらの方々に強制ではございませんけれど、活用したいというふうに私は思っておりますので、PRのほうをよろしくお願いいたします。

この質問については、もう1点、今、第3次として村内の飲食店、それから温泉施設で利

用できる食事券、それから割引券、宿泊券の割引制度、クーポンみたいなものの発行を考えられていないかどうか。ちょっと3次のことなので先のことですけれども、一応この制度は年度内ということですので、お考えを伺います。

○議長（待井安登議員） 観光課長。

○観光課長（中澤明彦） ただいまの太田議員のご質問でございます。村内の飲食店や温泉施設で利用できる食事券や宿泊券のクーポン券制度的なものはどうだということでございますが、村内温泉施設を含む村内飲食店で利用できる割引制度につきましては、どういうことができるのか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第3次の活用を含め、検討をしているところではございます。村内者のみの利用を対象とするのか、村外の方の流入もございますので、そういった方も利用できる方法は一体どういうことがあるのか、商工会、関係する飲食事業所と相談しながら、また、ほかの自治体の事業例も参考にさせていただきながら、検討はしたいというふうに考えております。

宿泊につきましても、村の温泉施設が主ではございますが、コロナウイルス感染状況もでございます。受け入れについてはいろいろな考え方もありますが、あわせて検討はしていきたいというふうに考えております。

なお事業実施の際は、臨時交付金の財源が必要になることから、庁舎内での検討も行ってまいりたいというふうに考えております。必ずしも、済みません、実施できるということは本日この場で申し上げることはできませんので、ご承知をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） ことしの春から非常事態宣言が発令されて、温泉施設は休館ということで、非常に売上が厳しいということは毎回全協等で伺っているところでございますし、温泉施設に限らず村内の業者さんもやはりお客さんが減っているのではないかなというふうに思って、この質問をしているわけですね。

これから秋の取り組みが終われば、農作業も一段落するという中で、やはり1年のいろいろな疲れとか、こういったものをねぎらってもらいたいということもあって、企画したらどうかなということで私は提案させていただきましたので、またご検討をよろしくお願いいたします。

続きまして4番目の質問に移ります。4番目の質問は、住民福祉課長にお願いします。非接触型の体温計、これのまず本数と、それから利用状況、これについて伺います。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（滝澤昭文） お答えします。非接触型体温計は、6月補正予算までで39台購入しております。配置場所と個数の内訳は、筑北ひまわり保育園が3、坂井保育園2、小学校が4、中学校3、子育て支援センター1、庁舎2、温泉施設3、避難所・福祉避難所分として21となっております。

利用状況ですが、保育園では午睡の後、全園児の検温を行い、業者等の来園者へは建物内で検温を行っております。小学校は家での体温測定を忘れた児童への計測、来校者への検温、中学校は以前は登校時に全生徒の検温を行っていましたが、現在は来校者への建物内での検温のみとなっております。子育て支援センターでは、毎日全利用者の検温を行っております。庁舎の2台は、健康教室参加者、健康診査受診者等の検温を行っております。温泉施設は、冠着荘、坂北荘では全利用者、西条温泉とくらでは入浴客を除く利用者への検温を行っております。なお避難所・福祉避難所用は各避難所の初動持ち出しボックスに収納しているところであります。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） 今、説明いただいて39台もあるということで、そのうち避難所の備蓄というのか、それが21本ということで、こちらについては避難所に配置ということでございますので、それ以外については利用されているということなんですが、私、この質問をしたのは1つは村の行事の中で、ことしは夏祭りが早々と中止になったんですけれども、成人式の関係で成人式、多くの方が学生が首都圏、中京圏、それから関西圏から来るわけなんですけれども、ことし8月15日に当初は予定していて、それで実施の話を伺ったところ、場所的には福祉センターから多目的に移すと。それから祝賀会をやめて式だけにするということはいんですけれども、では検温、せっかく非接触の体温計があるんだから、検温したらどうかと、そういう発想はなかったんですね。それを指摘させていただきます。

もう1個、村の行事ではないんですが、敬老会がありますね。敬老会についてもことしは実施しない団体については一律1,000円支給するというところでございまして、要は私が考えるには、1,000円支給するのでできれば実施しないでほしいとしか思えないんですね。というのはなぜかという、もし実施される団体があれば、非接触の体温計を貸し出しますという、そういうことがあると思うんですけれども、恐らく発想としては1,000円あげるからできれば何ていうんですか、自粛してくださいというような意味なんです。

どうしてそういうことを申し上げるかということ、いろいろ村の考えでは村のいろいろな機

関とか、そういったところ、避難所も含めてですけれども、そういったものに配置するんですけれども、では各区や常会、それから団体が何かイベントをやろうということは当然あるんですけれども、そういったところに貸し出しをするという、何ていうんですか、そういう発想が残念ながら私には感じられないんですね。やはりこの非接触型の体温計で検温をする、確かに熱が37度5分あるかないかということなんですが、私が考えるに、これをする事によって少なくとも参加している方の不安はある程度和らぐというんですか、そういう私は効果があるというふうに感じているわけで、できればそういう何ていうんですか、今22本ですか、避難所に配備しているんですけれども、そういったものを貸し出して、いろんな今、これ自粛している各種行事等あるわけですが、そういうところに貸し出してもらえるような、そういう対応をお願いしたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（滝澤昭文） 行政での使用状況によりましては、貸し出しのほうは対応は可能だと考えております。また、それが住民の方への安心につながるのであれば、対応したいと思いますが、この新型コロナ感染症が長期化する可能性もあるわけです。昨年度から区に交付しております防災対応交付金等も活用して、区自体で購入するということも検討していただけたらと。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） 済みません、想定外のご回答だったので、私はそうですね、区の行事だったら区で買えということですね。だから年に何回かしかないお祭りでも、お祭りの団体で買えというののもちょっとどうかなとは思いますが、そこら辺少し融通をきかせていただいて、特に長期化するといってもイベントは1日で終わるようなものがほとんどです。それから、もう少し区、それから今後区長会等あるわけですが、もし要望があればやっていただいて、本当にこういった費用は出さないにこしたことはないですね。本当に区民のため、住民のためになる……のに本来は充てるべきお金だと思っているので、こういった今、国の予算で買っているものについては、できるだけ皆さんで有効に活用したほうが私はその分、そのお金がほかに使えるということで、メリットが大きいというふうに思います。

最後の質問に移りますが、これはインフルエンザに関して質問いたします。

現在、高齢者へのインフルエンザの予防接種については、村の負担はございまして、それで65歳以上ですけれども、ことしは自己負担額が1,200円という形でございます。ですので

1,200円払って高齢者については接種してもらうというところが、今回の臨時交付金によって高齢者については全額、いわゆる1,200円分を村が負担しようという形になっております。私はこれについて、高齢者については別に異議を唱えるわけではないんですが、高齢者以外についても任意で予防接種を受けようとする方については、1,200円分を自己負担をしても私は公平性が担保されるのではないかなというふうに思いまして、質問させていただきますが、お願いいたします。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（滝澤昭文） 今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、高齢者のインフルエンザ予防接種を全額村負担で行いますのは、村が行っております筑北村高齢者予防接種実施要綱で規定されています接種対象者の自己負担金について、要綱を一部改正して実施するものです。高齢者のインフルエンザ予防接種は、予防接種法で規定される定期接種B類疾病であり、毎年村が実施主体となって行っております。

今回の事業の目的は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行により、医療現場の混乱を回避するため、重症化しやすい高齢者の患者数を抑えるために自己負担額をなくし、より多くの高齢者に予防接種を受けていただくものであります。地方創生臨時交付金を財源としておりますが、国の法律であります予防接種法と、それに基づく村の実施要綱による村が実施しております高齢者インフルエンザ予防接種事業への充当であるということをご理解いただきたいと思います。

したがいまして今回は高齢者以外が接種する任意接種への助成は考えておりません。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1番、太田議員。

○1番（太田守彦議員） 済みません、再度伺いますが、自己負担、いわゆる何ていうんですか、高齢者については要綱があるから、その要項を変更しますということですが、仮に高齢者以外の方について、いわゆる任意の方について、例えば1,200円分だけ村が助成するというのは、これはこの何ていうんですか、この交付金の活用事例から外れて、適用できないと、そういう判断なんでしょうか。

○議長（待井安登議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（滝澤昭文） 要綱があるからということをおっしゃられたんですが、高齢者のインフルエンザの予防接種は村が、各自治体が実施主体として実施するものというふうに法律で決められているわけですね。それについての自己負担額を今年については無料にしま

しょうということです。任意接種についても助成ということなのですが、これはまだ決まっていはいないと思うんですが、8月26日厚生労働省の専門部会において、今年度インフルエンザのワクチンが不足する可能性も出るということで、このワクチンの接種については高齢者、医療従事者、妊婦、小学校低学年の子供に優先的に接種してもらうように呼びかけていくということで、インフルエンザの需要が高まる、ワクチンの需要が高まる可能性があると言われていて、現在のところ筑北村としては任意接種への助成は考えていないということです。

以上です。

○議長（待井安登議員） 1 番、太田議員。

○1 番（太田守彦議員） 住民福祉課長への質問はやめて、では意見だけ申し上げますと、私も最近というか、議員になりまして予防接種を受けているんですね。これは自分でもならないようにということもありますけれども、ほかの人にうつしたらだめなので、そういう観点で受けてはいるんですけども、今回、高齢者が重症化しやすいというのはわかるんですけども、これから冬に向けてコロナかインフルか、いわゆる医療現場は相当混乱すると。いわゆる受付時点で。だからなるべくインフルを予防することによって、コロナの発生のときに医療体制の確保ですとか、そういったことで予防的にやったらどうかということで私は質問しているのであって、1,200円では補助してもらうから皆さん受けてくださいということではなくて、やはり何か高齢者の方に1,200円補助するのであれば、予防接種として一律受ける方については私は1,200円分補助したほうが公平性が担保されるというふうに思って発言いたしました。

最後になりますけれども、今回の新型コロナについては国として総額で200兆円ですか、いわゆる真水という部分では60兆円という大きな対策事業でございますので、単なるばらまきだけに終わらず、有効に、そして公平性を持って実施していただくよう要望して、私の質問は終わりにさせていただきます。

以上です。

○議長（待井安登議員） 通告されました一般質問は以上で終了しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお今後の予定は、あす11日金曜日午前9時から、定例会本会議第3日、議案審議、採決を行います。本会議終了後、長野県町村監査委員自治功労者表彰を行い、その後、全員協議会を行います。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（待井安登議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（待井安登議員） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時10分